

第5回鴨川府民会議 概要

第1 日時 平成21年3月5日（木曜日） 午後1時30分から4時40分まで

第2 場所 京都府公館レセプションホール

第3 出席者

【公募、有識者メンバー】

金田章裕（座長）、川崎雅史（副座長）、内田正明、大牟田英子、河野真典、
楠田恭一、サリー・マクラーレン、菅恒敏、杉江貞昭、田中真澄、土居好江、
中村桂子、西村淳暉、二條雅荘、細田茂樹、堀正勝（座長・副座長以外五十音順）

【行政メンバー】

京都市 京都市 山本和夫（建設局建設企画部担当部長）

京都府 長谷川道郎（建設交通部都市計画課参事）、小泉和秀（京都土木事務所長）

【事務局（京都府）】

神敏郎（建設交通部長）、森吉尚（建設交通部理事）、林田薫（建設交通部河川課参事）ほか

【一般傍聴 3名】

【報道機関 3社】

第4 内容

1 開会あいさつ

○事務局（森）

それでは皆様、お待たせいたしました。本日は年度末のお忙しいところ、お集まりいただきまして、ありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまから「第5回鴨川府民会議」を開催させていただきます。本日の進行役を務めさせていただきます、京都府建設交通部河川課の森でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、開会に当たりまして、京都府建設交通部長の神よりごあいさつを申し上げます。

○事務局（神）

ただいま紹介がありました京都府建設交通部長の神でございます。本日は第5回の鴨川府民会議にご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。この鴨川府民会議がスタートして1年を迎えました。今回の鴨川府民会議では、皆様が日ごろから考えておられます鴨川をうまく利用する方法、あるいは魅力をどういうふうに伝えていけばいいかなどにつきまして、活発な、また自由なご意見を賜りたいと思っております。この議論がきっちり成果が出ますように期待申し上げます、簡単ではありますが、開会に当たりましてのあいさつとします。本日はよろしく願いいたします。

○事務局（森）

次に、本日ご出席のメンバーをご紹介させていただきたいと存じます。本日初めてご参加いただきましたサリー・マクラレン様をご紹介させていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

続きまして、行政メンバーといたしまして参加しているメンバーをご紹介いたします。京都府建設交通部都市計画課参事の長谷川道郎様。

○長谷川

長谷川でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○事務局（森）

京都府京都土木事務所長の小泉和秀様。

○小泉（京都府京都土木事務所長）

小泉でございます。よろしく願いいたします。

○事務局（森）

京都市建設局建設企画部担当部長の山本和夫様でございます。

○山本

山本です。よろしくお願ひします。

○事務局（森）

なお本日は、北村保尚様、金剛育子様、平石達生様、土屋義信様、三谷桂和様にご欠席でございます。また、新川達郎様は少しおくれて到着される予定と伺っております。

続きまして、京都府の出席者をご紹介いたします。神建設交通部長です。私、建設交通部河川課長の森でございます。そのほか、関係職員が出席しております。

議事に入ります前に、お手元の資料の確認をさせていただきたいと思ひます。まず、

お手元のほうに議事次第、出席者名簿。そして、右肩のほうに資料番号を振ってございますが、資料1-1といたしまして「鴨川河川整備計画（案）」、資料1-2といたしまして「水辺の回廊整備・鴨川創造プラン＜最終案＞」、資料2-1といたしましてA4の横長の資料で「利用実態調査・利用者数」の資料、資料2-2は写真の資料、資料2-3「鴨川条例による禁止行為等の件数」「鴨川WALKマップ」。資料3-1といたしまして「鴨川探検！再発見！」の一枚ものの資料、資料3-2といたしまして「鴨川四季の日」の2枚つづりの資料、そして資料4といたしまして「次回以降の議題について」という資料をお手元に配付させていただいているかと存じます。

今のところで、特に不足等ございませんでしょうか。もし、不足・落丁等ございましたら、会議途中でも挙手いただきましたら事務局の者が席のほうまでお伺いいたしますので、ご指示をいただければと存じ上げます。

それでは、早速議事に入らせていただきます。議長は座長にさせていただくことになってございます。金田様、どうぞよろしく願いいたします。

2 報告事項

(1)「鴨川河川整備計画（案）」「水辺の回廊整備・鴨川創造プラン（最終案）」について

○金田座長

議事に先立ちましてですが、報告事項が載せてあります。「鴨川の河川整備計画（案）」、それから「水辺の回廊整備・鴨川創造プラン（最終案）」についてです。これは第3回だったと思いますが、昨年8月にご意見をいただきました鴨川河川整備計画（案）が整備計画の委員会のほうで成案になりまして、まだ決定ではございませんけれども、基本的に意見を受け入れてご検討いただいたものだとして理解をしております。その成案のほうをとりあえずご紹介いただきたいと思います。どうぞよろしく願いします。

○事務局（山本）

失礼します。河川課の計画担当の山本でございます。それでは、鴨川河川整備計画（案）につきまして、ご報告をさせていただきます。座ってご説明をさせていただきます。

お手元の資料は一昨日、3月3日に開催いたしました第4回検討委員会でご報告させていただいたものでございます。河川整備計画は河川法に定められております法定計画でございます。計画の目標と整備の実施に関する事、河川工事の目的、種類、施工の場所、工事で設置される河川管理施設の機能、それから河川維持の目的や種類等々を定める

こととされております。時間の関係もございますので、今回の計画の中で、特に法定にかかわる内容を中心にご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、11ページをごらん願いたいと思います。中段にございますように、本計画の期間といたしましては「概ね30年間」ということにしてございます。それから、その下にございます「洪水による災害の発生の防止又は軽減に関する目標」についてでございます。鴨川はおおむね現状のところでは、3年から5年に1回起こり得る降雨による洪水を流せる程度の安全レベルという状況でございまして、早急に向上を目指していくことを考えております。

それで、次のページ、12ページの4行目からをごらん願いたいと思います。計画の目標につきましては、おおむね30年間に1回起こり得る降雨による洪水を流下させること、荒神橋地点が基準点になってございますが、そこでの約1000m³/sの流量を流下させることを目標に定めております。また、整備の区間でございますが、破堤などのおそれがある危険性が高いと考えられておりますところとして、最下流の桂川合流点から七条大橋付近までの築堤区間を優先的かつ重点的に整備することとしております。また、健全な水循環の保全、再生の観点とともに流出抑制の効果もございまして雨水浸透施設等の普及について、今後関係機関と連携して取り組みに努めてまいりたいと考えております。

それから、下段の12ページから13ページでございます。「河川環境の整備と保全に関する目標」でございます。鴨川は一定良好な水質を有しておりますが、今後ともこの良好な水質の保全に努めること、それから自然環境に配慮した河川工事や維持管理の実施、鴨川条例に基づいた自然環境に影響を与える行為の監視、指導。それから府民に親しまれております良好な景観の保全や形成といったことにつきまして、引き続いて指導、監視をしていながら保全等に努めてまいりたいとしております。鴨川府民会議におきましての議論等を参考にいたしまして、安心して安全、快適に利用できる河川空間の維持に努めていくこともあわせて目標ということでございます。

それから、特に五条大橋よりも以南の下流部において、親水整備がおくれているところがございまして、河川利用、こういったところでも立ちおけている面もございまして、今回の河川整備工事等とあわせまして、来年度から、後ほどご説明させていただきます「水辺の回廊整備・鴨川創造プラン」等によりまして、より一層親しまれる河川空間の創出を図っていきたくと考えております。

河川工事の目的、種類、施工の場所等についてでございます。13ページの下段をごら

ん願いたいと思います。工事は桂川合流部から七条大橋の間の約7.6kmで、先ほど計画の目標としております、おおむね30年に1回起こり得る降雨による洪水を流下させることを目的ということで、河床掘削、河道拡幅、護岸整備、それから井堰等の改築、あわせて橋梁等の補強、こういったことを工事として実施してまいりたいと考えております。それで、詳細の工事の内容についてでございますが、14ページから15ページに記載をしておりますので、後ほどご参照いただければと考えております。

それから、17ページをごらんいただきたいと思います。河川の維持の目的、種類、それから施工の場所等についてでございますが、基本的に洪水を安全に流下させるために定期的な河川巡視や施設の点検を行い、危険箇所の把握と早期補修、快適な公共空間の維持のために管理を努めてまいりたいと考えております。あわせて、中州、寄州の維持管理につきましては、流下能力や河床の変動の傾向を確認しながら、適切な維持管理を行ってまいりたいと考えております。この点につきましては後ほど資料1-2のほうで、再度ご説明をさせていただきたいと考えております。

それから、21ページをごらん願います。鴨川下流域の河川の空間利用についてでございますが、多くの人々に親しまれる公共空間となりますよう、周辺地域との連携を図り、重点的に整備をしていくことを考えてございます。それで、こうした鴨川河川整備計画（案）のうち、今後5年間で実施していく内容につきまして、具体的な行動計画を資料1-2のほうにございます「水辺の回廊整備・鴨川創造プラン」「アクションプラン」として、第4回の検討委員会のほうにもご報告を申し上げたところでございます。

資料1-2の3ページをごらん願います。施策展開の方向でございます。「鴨川の安心・安全の向上と、鴨川の持つ『空間』『自然』『景観』などの資源を活かし、世界に誇れる新しい鴨川づくりを目指します」ということで、今プランの中では公共空間整備と治水対策の2つを重点施策として推進していくというふうに考えております。

それで、重点施策の1点目、公共空間整備でございます。4ページをごらん願います。整備の考え方といたしましては、先ほど申しましたように、鴨川下流域の五条大橋から下流部等の区間で重点的な整備を図っていくということで考えてございます。主な公共空間整備の内容といたしましては、ジョギングロード、遊歩道、活動の拠点となる施設の整備、あと安らぎや潤いの空間とするための並木、植栽、散策路などの整備を図ってまいりたいと考えております。またあわせて、鴨川の自然環境等につきまして、これまで把握されているような内容も含めまして、保全すべき姿につきまして、引き続き調査、検討すると

もに、これまでに把握されているものにつきまして、有識者や地域の方々とともに自然環境マップなどを作成いたしまして、整備の参考にもしてまいりたい、それから今後のあるべき姿にも活用してまいりたいと考えております。

6ページでございます。今申し上げました公共空間整備にかかわります内容につきましての5年間、21年度から25年度までのそれぞれの公共空間整備の行動計画の内容を記載いたしております。

8ページをごらん願います。治水対策の内容でございますが、今回のおおむね5年間で実施を目指す内容といたしましては、河川区域内の行為にかかわります諸調査、関係者等との協議、それから河床掘削、低水路拡幅に当たります測量と設計、あわせて橋梁補強等にかかわる設計等も考えてまいります。それから、中州、寄州の管理ということで進めてまいりたいと考えております。イメージ的な、それぞれ各事業の内容については下段のほうに横断的なイメージ図を添付させていただいております。

9ページをごらん願います。中州、寄州の管理にかかわる内容でございますが、前回ご報告をさせていただきましたが、言葉のほうでのお話ということで、区間ごとのイメージとか内容が少しわかりづらいというご意見もございまして、今回9ページにお示しさせていただいておりますように、基本的な管理の考え方は変わってございませんが、例えば七条大橋から二条大橋の間につきましては、河積を確保する必要がある区間でもございしますので、土砂の堆積が認められ次第、随時河床整正を実施していくということで、左側の図面のような管理イメージを考えてございます。

それから、二条大橋から柵野堰堤に至ります区間につきましては、おおむね10年程度のサイクルで河床整正を実施していくということで、上の表にも書いてございますが、こういったイメージで整正していくのかにつきましては、図の右のような形、一部中州等を残しつつも、自然の河床変動とかそういった内容の力も借りながら、適正な中州管理を行ってまいりたいと考えております。

このほか、今回の計画、それからアクションプランをまとめるに当たりまして、11ページにもございますように、府民の方々から60件のご意見をいただきまして、自然環境にかかわるご意見とか下流整備にかかわるあり方等のご意見をいただきまして、こうしたご意見も踏まえまして、検討委員会での先生方のご意見等も踏まえて、今回のご報告内容を取りまとめたところでございます。

それで、先ほど資料1-2のほうでご説明させていただきましたように、来年度から

アクションプランに基づく具体化を図っていくこととしておりますので、今後府民会議のご意見等も参考にいたしまして、このプランの具体化を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○金田座長

はい、ありがとうございました。

これは、今の報告にもございましたように、これまでご意見をいただきながら検討委員会のほうに反映し、そこでパブリックコメントも実施するという形でこの案をおまとめいただいたものだというのでございますので、実際上は——もし私が間違っていたら訂正してください——これが案として今後最終的には府議会に付されるわけですね。それから関係自治体、つまり京都市などとの協議が行われるわけでしょうか。そのプロセスを少し。私の理解が間違っていたらいけませんので。

○事務局（山本）

済みません。ちょっと説明が漏れておりました申しわけございません。

これからのスケジュールということでございますが、これから一応府議会のほうに成案を報告いたしまして、あわせて、その前でございますが、関係市、これは京都市になりますけれども、意見照会をして、最終的に府議会に報告する案をまとめる形になってございます。その後、引き続いて報告後、国土交通省のほうに承認をいただいて、最終策定という形の手続を踏むことになってございます。

○金田座長

ありがとうございます。私の理解がちょっと間違っておりましたので、訂正しておいていただきたいと思います。順番は、京都市との協議というか照会のほうが先に入るようでございます。

それで、このようにご報告いただきましたし、基本的にはこの鴨川府民会議でのご議論の内容も反映していると理解をしているのですけれども、私といたしましては、こういう案がまとまる段階、プロセスの中で、きちっと府民会議の意見などが反映されるという過程が大事だと理解をしております。今後とも、そういったプロセスを重視していただくようお願いをしたいというのが第1点でございます。

もう1つは、これはあくまで基本計画と考えていいわけですね。あと具体的に実施計画があるわけですね。そうすると、実施計画があって実施されるわけですから、それ

のプロセスについても、どのような状況であるのかというご説明などは適宜、いつというわけでは、ちょっと今のところ定めかねると思うんですが、適宜ご報告いただいて、その状況が理解できるように、また必要であれば意見を申し上げることができるようにしていただけたらありがたいなと理解をしております。そういうようなことでお願いできますでしょうか。

○事務局（山本）

先ほど、ご説明でもさせていただきましたけれども、アクションプランのほうで今後5年間の計画につきまして、来年度からその具体化につきまして、例えば配置計画とかゾーンニング、拠点整備の整備構造といったもの、そういったことを進めて具体化を図っていくとしておりますので、その際でのこの会議でのご意見、それから進行状況等々をご報告させていただきたいと考えております。

○金田座長

はい、ありがとうございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

3 意見交換

○金田座長

それでは本日の意見交換のほうに入らせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いをいたします。本日の意見交換は（１）（２）（３）と大きく3つに分けてありますが、（１）が2つあります。そういう状況でございますが、時間の配分がうまくいくかどうか、いつも私は心配なんですけれども、どうぞよろしくお願いをいたします。

まず議題の1、鴨川の河川空間利用について、「昼休みにも利用できる鴨川空間」というのが最初の議題であります。この議題のご提案をいただきましたのは内田委員と承っておりますが、ご提案の趣旨のご説明をいただけませんかでしょうか。

○田中

ちょっと済みません。今の河川整備計画（案）についての委員からの意見は答えなくていいんですか。もう一方的にお聞きしただけでよろしいのですか。

○金田座長

意見はもう反映していると思うんですが。

○田中

ところが、これ3日の出来事でしょう。それで、結局言えばもう少し府民会議の委員

の方にも、今日配られたわけですから、活字を追ってすぐ理解しろというても、反映されているかどうか、そんなに簡単にわからないんですよ。私も活字追っていたんですが。

○金田座長

それはそうですね。

○田中

ええ。そういうことになると、やっぱりこれに対してもどうのご意見があるかもわからないので、それはやっぱり聞いていただきたいと思います。というのは、この検討委員会と府民会議はお互いに連鎖しながら、最初はその目的でしたわけですから、この期日がわずか1日か2日のことで今日出てきた限りで、皆さん各委員の方は、じゃ反映されているのかということは理解しにくいと思いますよ。やっぱり事前に、あるいは資料が配付されていて、見る期間があって、それで判断できるならいいのですけれども、今日配られて、反映されていますと座長がおっしゃっても、見ないと、しっかり読まないといけないと僕は思うんです。だから、それについて何かご意見が委員の中からあるかもしれないので、それは一度聞いていただきたいと思うわけです。

○金田座長

今のご指摘は大変重要なところなんですが、この鴨川府民会議でご意見を承ったことを知事はきちっと受けとめて、そのご議論を受けとめて施策に反映するというのが基本的なコンセプトで条例ができ上がっておりまして、その条例のもとにこの府民会議ができ上がっているわけなので、その成立の、それがつくられる、委員会で検討される前段階から、検討されるプロセスに合わせて意見をお聞きして、それを反映するというのが基本でございまして、その基本がどのように受けとめられているのか、どのように訂正されているのかを検証するということは、それは大変大事なことであります。それは、今示された基本計画の個々のものに対して一々検証して異議を唱えるというようなことはいかがでしょうか。

○田中

一応皆さんに、このプロセスにつきましてご意見はありませんかというプロセスを一つ経てほしいということなんです。説明があったわけですから、府民会議等出席されている委員の方々はこの件に関しては何かご意見はございませんかという一つのプロセスを経たい。それで何もなければ、私はそれで。

○金田座長

わかりました。ただ、私は、今の段階でご意見をいただいたときに、それを次にどういう形で反映するかというのは難しいので、むしろ実施計画で、これは基本計画ですから、実施計画が実際にでき上がる段階でご報告いただいて、その段階でご意見を申し上げるという形のほうが、府民会議としては全体のイメージとしてはもうご意見を申し上げているわけです。そのほうがよろしいかなと判断をしている状況ですが、お聞きしたほうがよろしいでしょうか。

○中村

日本野鳥の会の中村です。今日初めてこの整備計画（案）と鴨川創造プランを見せていただいて、しかもかいつまんで報告をいただきましたよね。それに対する私たちの意見というのは、この場限りなのですか。後日文書で提出させて頂くという形はとられないのですか。それほど飲み込みがよろしくないものですから、ちょっと不安を感じております。

○金田座長

そのことについては、この府民会議は、毎回申し上げておりますように、ここで議決をして何か意見を申し上げるという形の設定には、条例上もしていないという形になっております。貴重な意見をお伺いしてそれを反映するというのが基本で、そのためにきちっとした意見をお伺いするという姿勢で臨んでいるというのが、まだ1年たっておりませんが、もうじき1年ですが、基本的とらえ方をごさいます。これが整備委員会のほうで案として一応確定いたしましたので、それは案として今度議会でお諮りをするという形のものに進むという理解をしております。

ですから、意見はその前段階で十分に反映をしているのではないかと理解をしていますが、そこでもう一度意見をお聞きして、それをもう一度フィードバックをするというチャンスが今のところ、ちょっとなくなっているわけですね。具体的な実施計画について意見を申し上げるということは可能なのですけれども。あとはもちろん、議論の府議会の場とかいろいろあるわけですが、決定機関は議会ですが、これは決定のための基本のご意見を承るというのが基本的な会議ですので、したがって報告事項ということで申し上げる、つまり情報をきちっとお伝えすべきことであろうかと理解をしていたのですが、そのあたりの理解は都合が、これは不具合であるとお考えでしたら、またちょっと承りたいんですが。

○堀

意見が反映されているとおっしゃったのですけれども、例えば中州の除去の問題、確かに10年は長いという意見を言わせていただいたと思うのですけれども、10年のままになっています。だから、意見を言わせていただいたことが、考慮してやっぱりこういう結果でこうなったというのなら話もわかるのですけれども、何の考慮もなくそのままずっと当初の案どおりなっているというので、若干不満があります。

○中村

今おっしゃったとおりだと思うんです。私たちが述べさせていただいた意見とは若干違ったニュアンスの文書になっているような気がします。それと、河川整備計画（案）が初めて見せてもらったのに対して、この委員会として意見が言えないというのはおかしいのではないですか。

○金田座長

河川整備計画（案）は、この最終案では、報告版ではありませんけれども、これの素案の部分は既にお配りしてご説明し、ご意見を承っているわけです。

○中村

「素案」という形では頂いていませんね。

○金田座長

素案という名前ではなかったんです。この説明はありましたよね、前にね。

○田中

河川整備計画の検討会の資料は今回が初めてなんです。

○中村

そうです。

○金田座長

えっ、今度が初めてですか、これは。

○中村

そうです。初めてです、整備計画案の資料としていただくのは。

○田中

なぜならば、前回の府民会議と同じ日にこの検討会があったわけで、資料は出せなかったんです。今回たまたま、2日遅れになったので、これが出てきただけなので。だから皆さんとしては、意見交換会という意味では、何かこれを今言われて、報告された中で気

のつくことはあると思うんです。それが意見であろうが、何であろうが、ここはどういう意味なのですかとか、あるいはここはどういう具合に理解したらいいのでしょうかとかいう、そういう方々の、そういう意見の一番重要な私は会議だと思いますので、そこを配慮していただければありがたいと思います。

○金田座長

失礼をいたしました。私は実は両方の委員会に名前を連ねているものですから、資料を見ていて混乱していたのかもしれませんが、これは今回初めてなんですね。事務局に承りますけど。

○中村

それともう一つお願いなんですが。

○金田座長

ちょっと済みません。初めてなんですね。

○事務局（山本）

このような文案という形でお示しさせていただくのは初めてなんです。

○金田座長

あっ、そうですか。わかりました。済みません、どうぞ。

○中村

失礼しました。ちゃんと整備計画（案）という形で今回見せていただいたのですから、やはりこれを全部何回も何回も読みたいです。その上で意見を出させていたいただきたいと思いますので、多少の時間の猶予を設けてください。

○金田座長

そうしましたら、この本日の議題の後、次回以降の議題についてご相談をするというふうに考えておりました、意見交換（3）がそれなんです。今のようなことで今日お配りして急にご意見を聞くというのなかなか難しいと思いますので、それは次回にもう一度意見を承ると。そのご意見の、ただ承って持っていくのが少し難しいのですが、それは実施計画のほうに反映するべくご意見を承るといような位置づけでご意見をお聞きする時間をつくるというようなところでいかがでしょうか。

私の理解がちょっとまずくて、実は何回か同じような案を見ているものですから、既に僕は見ていたと思っておりました、それは別のこの検討委員会のほうの案として見ていたのかもしれないので、ちょっと申しわけございませんが、いかがでしょうか。

○中村

実施計画というのは、それぞれの河川の状況、地域や場所によって変わってくると思うんですね。やはり京都府の河川整備。やはり京都府の、鴨川の河川整備計画の原案に基づいての意見というのを募集されるべきだと思いますが。この原案がずっとこれから先も何十年間使われるわけでしょう。実施計画というのは、その時代と環境によっていろいろ変わってくると思うんですね。ですから、やはり原案からしっかりと意見聴取をしていただきたいと思います。

○金田座長

今のこの計画（案）をいただいて、次回にご意見をいただくとして、そうすると、今度はその計画（案）にどの段階で、反映する必要があるかどうかということも含めてですが、反映するといたしますと、どういう取り扱いになりますか。これは、議題として確定はまだしていないわけですね。委員会としては一応案として報告をしたということですので。

○田中

済みません。鴨川の整備計画というのは非常に大事な、将来鴨川がどうあるべきかという姿をきちっとするわけですから、大変大事な計画なので、それについて計画（案）が出たから、ではこれでもうみんな反映されているから、府民会議のほうの意見はもういいというようなこと、これは僕はもう許されないと、はっきり言って。だから、やっぱり計画（案）については意見を言って、どれがどういうぐあいに反映されるかは別だと思います。反映されるか反映されないかは。しかし、各委員の、やはりこれを見て、この辺は、この点はこうだというふうな意見の取り決めぐらひは、集約ぐらひはぜひしていただきたい。それがタイムスケジュール的に府のほうで余り期間がないのだと、したがって、言えば次回早くそういう形で府民会議のほうから集約したものを出してほしいと、それが反映されるされないは別として。そういうプロセス、ステップが私は非常に必要だと思っています。皆さんがどのように思われるか知りませんが、これは必要だと僕は思います。

○金田座長

ともかくご意見を承るということは大事なことですが、私はむしろ意見は言いつ放しよりも、どういうぐあいに反映するのが大事なのかということは今念頭でちらちら考えております。

そういたしますと、これは後でまたご相談をしたいと思っていることなんですけれども、私どもの府民会議というものの位置づけは先ほどの理解のような形で考えざるを得ないとは思っておりますが、ただ現実問題といたしまして、我々はこの、もう1年近く経過しておりますが、任期はもう1年あります。それで、もう1年の中でどういうことを議論し、どういうふうに考えたのかということは、大変重要なことだと思っております、この府民会議としても、意見を少し独自にといたら語弊がありますけれども、議会とか何かとは別途、府民会議としてこういうふうに考えたということを発信するようなことを考えたほうがよろしいのではないかとこのように思っております、そのことをご相談したいと考えておりました。

それで、後でご相談するつもりだったのですが、いろいろな議題をいただいて、その議題提案の趣旨をご説明いただいて議論をして、意見を拝聴して、その意見をできるだけ反映するというような形で進めてまいりました。ただし多くの委員の方々がおられますし、その方々に一々全部きちっとご意見を承ったというわけでは必ずしもなくて、いつも時間に追われて議論をしております。時間に追われても、トータルとしては結構な時間になるのですが。

それで、1回では無理かもしれませんので、次回とその次ぐらい、2回ぐらいに分けて、お一人10分ほどの割り当てをさせていただいて、次回がいいのか次々回がいいのか選んでいただきまして、そしてそこで問題、テーマを一つに必ずしも限らずに、鴨川府民会議のメンバーとして、こういう意見があるとかこういう方向で考えるべきだとか、数種類のことをちょっとご紹介いただけたらよろしいのではないかと考えております。もうちょっと意見をお聞きして、それらを取りまとめて、どういう形で発信をすべきなのかを少しご議論いただきたいなと思っていたところです。

ただし、これはご相談をして、その結果だと思っております、本日の（3）のところの次回以降の議題についてというところでご相談をしようと思っていたのですが、今のご意見もありますので、先にお伺いをする事になってしまいました、そういったようなことを考えているのですけれども、いかがなものでしょうか。

はい、どうぞ。

○西村

今座長がおっしゃる、その前に私、自分なりの意見を申し上げようと思ったんですが。今の座長のご意見というかご提案はまことに結構なことだと私は思います。

それで、私が申し上げたかったのは、何人かの方がおっしゃっているのと類似しておりますので、もう簡単に申し上げますが、やはりこの会は決定機関ではないというのは、しばしばお聞きしておりますし、私も承知しているのですが、やはり意見を出す場であると、あるいはまた自分個人の意見だけではなくて、周りのいろいろな人たちの意見を集約しながら私どもは発言している、私どもというか、私は発言しているつもりなんです。

そういった意味合いで、えらい露骨なことを申し上げますと、もう座長がおっしゃいましたので、これは前後して申しわけないのですが、今日の鴨川の空間利用の問題だとか魅力発信だとか、あるいはまた次回以降の議題云々が、こういう鴨川整備計画という、基本計画というものが一たん出てしまっている中で、これからの我々の、私どもの会の議論がまことにむなしいことになるのではないかと私は懸念しておったんです。

今、おっしゃったように、せめて私どもの意見、あるいはこの会議の方向性というものをお互いに確認して、それをまた行政のほうでも酌み取っていただいて、この実施計画のほうへ反映していただければありがたいと。

全面的ということは申し上げますけれど、そんなふうな思いをしております。よろしく願います。

○金田座長

ありがとうございます。

そうしましたら、ほかにご意見ございませんでしょうか。はい。

○川崎

最終案という形で今回、第4回、出てきたのは初めてなんですけど、実は私もちょっと理解が、記憶があれなんですけど、鴨川創造プランの資料1の一番最後のページに、意見聴取と、それから検討経緯という形で第4回まで書かれておまして、それでパブリックコメント自身は、この原案26日から1月23日まで吸い上げるという形で、こちらの検討委員会のほうでも、この案については非常に考慮しながら反映して確認をしたということなんですけど。

私がちょっと気になるのは、これについてあと1回か2回、もし議論をすると、三、四カ月おくれになってしまう可能性がある。例えば6ページの「行動計画（案）」、これも案ですであれなんですけど、平成22年度からもう工事着工ということで、5年間ということで結構急いでおられることもあって、ここの場で確認するのか、それか今日当初、最終案に関しまして、個々の委員が意見をそれぞれもう一度持ち帰って事務局のほうにお知らせす

るのか、スケジュールが我々にわかっていないところがありますので、もう一度説明していただくことによって、2回のあれが開けるのか、それとも文書でやりとりするのかとか、そのあたりちょっと確認を事務局のほうにさせていただきたいと。

○事務局（神）

今日ご報告しました整備計画（案）及びアクションプランに基づく鴨川創造プランの最終案ですが、確かに座長なり、あと各委員さんがおっしゃるように、この府民会議のご意見をしっかり反映するプロセスが要るだろうと思っています。

実は、冒頭にございましたように、計画を最終的に定めるのは国の承認が必要でございまして、一定の手続が生じてくるわけですけれども、府としてはなるべく早く計画を定めて、計画的な整備、あるいは空間整備なり治水対策について展開していきたいと考えてございまして、なるべく早くこれは決めたいと思っているのですが、議会手続等もございまして、できれば、もし皆さんのお許しを得られるのであれば、来週末ぐらいまでにご意見を事務局のほうに集約していただければ最大限、どういう格好で反映するかは別にしまして、それを含めて検討はしていきたいなと思っておりますので、一度ご審議を賜ればと思います。

○金田座長

ありがとうございます。今の事務局のほうからのお話ですと、1週間程度はご意見を承って、それを考慮する期間としてはあり得るというお話でございまして。したがって、その考慮していただけるということでありましたら、どうぞ可能な限りご意見を寄せていただけたらと思いますが、私としては、先ほどから何回も繰り返して申し上げておりますように、この会議としての意見をどのように、言いさえすればいいというものではなくて、どのように反映するのが大切なことでありまして、それを尊重するということが条例に記されているわけでありまして、どのように尊重するかということでもあります。

1つは、この計画（案）がこういう形で報告、最終報告の形にまとまる前段階で、ここでご意見を申し上げる、いろいろなことを聞きましてご意見を申し上げるというチャンスがあったという、このことが大事で、決める前に意見を言うというプロセスが大事で、これはぜひとも大切にしたいと考えている点の1つであります。しかもこれは基本計画でありますので、実施計画がつくれますと、またそれについて年度ごとに、あるいは実施計画がどのような形でつくられるのかというのは、今のところまだ詳細にわかっているわけではありませんけれども、この基本計画に基づいて、恐らく年度ごとの実施計画がつく

られる、あるいは何年かの計画がつくられるのだと思いますが、そのことについて経過報告をいただいて、またご意見をいただくチャンスがあれば、それが若干なりとも反映するとありがたいと思っています。これは一番最初に申し上げたとおりです。

しかしながら同時に、この最終報告案がこういう形でお示しされたのは今回が初めてなので、もう一度じっくり検討した上で、それに対する意見を申し述べるべきだというお考えがあります。これもそのとおりだと思いますが、私は意見を言うのはいつでも言えると思うんですが、それをいかに反映するかが大事だと思いますので、そのことが一番気になっていたのですが。

今の事務局のご指摘のように、少なくとも1週間はまだ案を定めて具体的な行政プロセスに入るまでの時間があるということですので、ご意見がございましたら、個別にぜひ事務局のほうにお寄せいただきたいと思います。しかしながら、それだけではなくて、この案を、この府民会議としてどのように考えるのかということも大事でありますので、それを次回のときに少しご意見をいただきまして、それが、鴨川の整備に関してどう考えるのかという府民会議の意見にもなるかと思いますが、それとここで委員の方々がいろいろご発言いただいているつもりではありますけれども、決して十分であるかどうかはわからないわけでありまして、そのご発言をお1人ずつということで、時間の制約はございますが、順番に2回ほどに分けて全員にご発言いただきまして、その上でそれらを府民会議としての意見として発信することを考えてはどうかと。

これは府民会議の意見がそのまま実施されるというものではありませんけれども、こういうふういろいろなデータを見せていただいて、こういうふう考えて、こういう現実を踏まえた上でどういう意見を抱くに至ったのかというようなことも含めて、発信をしておくということ自体が重要なことではないかと思っております。私はいかに反映するか、発信するかということのほうを重要視しているものですから、つついそういうふう考えるのですが、そういったことを考えさせていただいたらいかがかと思っております。

今いただいたご意見を2段階に分けて考えるというふうになりますが、いかがでございましょうか。1つは、1週間以内にご意見があれば事務局にお伝えいただくということ。それから2つ目は次とその次ぐらいの2回に分けてお一人10分ほどずつの全般的な、ことし1年の、あるいはもうちょっと先になりますが、経験を踏まえて、どんな意見がありましたら結構でございますが、その意見をともかく個人としてご開陳いただきまして、それを反映した形の府民会議の意見として発信することを考えたいというのがもう一方でござ

います。

一方、この意見そのものにつきましても、直接その行政プロセスの中に反映するチャンスは、次の府民会議の後ではちょっとそのタイミングを逸するわけでありますけれども、府民会議としてこういうふうにと考えるとかどういふふうなことか、実態はどうなのかというようなことを、意見をいただいて、それを発信する際に同時に整理をするという可能性がこれはありますので、そういった形で2段階に分けて府民会議としての意見の発信と、それと今直接的には1週間ぐらいで整備計画（案）についてのご意見を行政プロセスの中に反映していただく努力と、その2段階に分けて考えるというふうに取り運ばせていただけたらと思いますが、いかがでございましょうか。

はい。

○中村

もう一度確認させていただきたいのですが、今の第1案のほうですが、あと1週間程度意見を聞く猶予を持っていただけるということですね？

○金田座長

はい。ただ、府民会議として議論するチャンスはありませんので。

○中村

それを一応文書で提出します。それはこの河川整備計画（案）の中に反映していただけるんですね。

○金田座長

そこはね、どのような形で。

○中村

反映されないのだったらもうばからしいのでやめときます。

○金田座長

ですから、私は発信をすることが大切だと思っております。いかに、

○中村

それはお聞きしました。第2案のほうはすごくいいお考えだとは思いますが、この河川整備計画（案）の中に、提出した意見が多少なりとも反映していただけるのだったら。

○金田座長

可能性はあると思いますが、可能性なんですよ。

○中村

可能性があると思われるだけですか。

○金田座長

そうです。

○中村

それは京都府の方にお聞きしたいと思うんですが。一切反映されないのだったらわざわざ文書をつくる必要もありませんので・・。

○事務局（山本）

パブリックコメントもそうなのですけれども、いただきましたご意見につきましては、こういう意見をいただいたということもオープンにさせていただいた中で、それについての判断をそれぞれ、ホームページのほうにアップさせていただいております。

したがいまして、今回改めて出させていただきました意見につきましても、どのように扱ったのかは明らかにさせていただきますが、ちょっとまだその内容をお伺いしている段階でもございませんので、もちろん反映させる余地は残しておるということもございますが、それにつきましては、私どものほうで判断できるものにつきましては判断させていただき、また整備計画の検討委員会のほうの委員の方々に確認をとらなければいけないものについては、その確認もとらせていただいた上で、判断させていただきたいと思います。

○中村

私たちがこれから1週間後に出した意見が委員会のほうで検討されることは確かなんですね。検討していただけるのですね。それとも最初に言われたように、パブリックコメントと同じ、一般市民の方と同じ扱いになるのですか。どちらなんですか。

○事務局（山本）

パブリックコメントにつきましては、前回、2日前に検討委員会のほうにすべてお示しさせていただいた上で検討委員会のほうでご検討いただいておりますので、新たにいただきましたご意見についても委員会のほうには報告させていただきます。

○金田

はい、ありがとうございます。

となりますと、今の中村委員のほうからのご意見でございますが、何回も私が繰り返して申しておりますように、どのようにして意見を伝えるのかという、あるいは反映するのかという、そこが大事なのだと理解をしております。その部分については、一応お伝え

はいただけるということは確かなのですけれども、意見の内容がどのようで、それをどのように反映するのかということにつきましては、その意見そのものの内容にもよるし、取り扱いについてどのような結果になるかということについては明確にはわからないという段階だと思います。これは行政プロセス上、そういうことになるかと思いますが、ちょっとやむを得ない部分がありますので、そういう状況を理解していただいた上で、ご意見があります場合にぜひお寄せいただきたいと思います。

それと、先ほど申しましたように、２段に分けてですが、次のときにこの府民会議としても成案としての鴨川河川整備計画についての意見を改めてお伺いいたしまして、それは直接その行政プロセスに現在の時点で反映するにはちょっと時間がないといいますが、一たんご意見を申し上げたことの二巡目のプロセスということになりますので、そのあたりが難しいところではございますが、しかしながら府民会議として広く発信をする可能性は残っておりますので、その方法はぜひとも考えたいと理解をしております。

それにあわせて、いろいろなテーマにつきましても、まだそれぞれに取り上げているテーマもありますけれども、ご意見をご開陳に十分なっていないというご不満をお持ちの方もたくさんあると思いますので、それらにつきまして恐縮ですが、またお1人10分ほどの時間で、しばしば計算間違いするのですが、計算してみたら、仮に20人の委員だとすると、1人10分だとすると、相当な時間になりまして、1回でやるのは難しい時間になりますので、それ自体も2回に分けないとだめだというようなことになってしまうのですが。そういった形でご意見をお聞きし、それもあわせてこの第1期の、鴨川府民会議のご意見として発信をするという方法を考えてみたいと思っているという次第でございます。

もし、特にその発信をするということに特段のご異論がなければ、具体的にどうするかというのはまたご相談をしないといけないのですけれども、考えてみたいと思いますが、いかがでございましょうか。

○川崎

1回なり2回なり分けてこちらの意見募集というのは、これは区別として考えると、河川整備計画に対する意見なのか、それとも河川整備計画は先ほどの1週間で行政的な段階で進んでいきますので、河川整備計画を実際に実施していく上での、進捗状況だとか、恐らくこの府民会議にご参加の委員の方々というのは、現実、自分の身の回りの生活を通してこういう課題が起こっているとか、今までも意見がありました。具体的ところが非常に多いかと思うんですね。ですから、むしろこういう計画理念。どちらかという、計

画理念でこういう事業をやっていくという大筋については、今までの府民会議でもご紹介があった意見が出てきておりますけれども、整備計画（案）もそうですけど、余り整備計画（案）にこだわらずに、これからの実施に向けてということで意見をまとめるなり、それぞれの皆さんの意見を網羅的に集めた意見集について少し議論していくとか、そういうことなのかなという気もしているんです。どちらかによって大分ニュアンスが違ってくるのかなと思ったのですけれども。

○金田座長

はい、どうぞ。

○菅

次回またいろいろ、いかに発信するかということ、意見を出すということでご提案いただいているのですけれども、ちょっと確認させていただきたいんです。今回のこと、これは非常に、一度出た意見が反映されたかどうかをフィードバックする、反映されることはちょっと難しいということは、この委員会の性格なのか、あるいは時間的な関係なのか、その辺をお尋ねしたいと思うんです。

もう1つ、今後こういう、府民会議で出された意見が何らかの委員会に、上位委員会で決められた場合に、今回のようにまたフィードバックして意見が述べられないのか述べられるのか。今回だけたまたまこうなったのか、以降は私たちの述べた意見が反映されるかどうか、もう一度フィードバックできるのかどうか、それはどうなんでしょうか。やはり上位組織として、委員会として、それは難しいのでしょうか、それとも。

○金田座長

それに関しては、私をご返答申し上げるといっても、ちょっと私自身の理解の形になりますので、必ずしも適当でないかもしれませんが。

私はいろいろなことに対しての、この鴨川府民会議でご議論いただいた意見は、知事はその意見を尊重するというお進めいただくものであって、私どもがどれだけ尊重してもらえる、つまり尊重するという事は決まっています。条例にも明記してあるわけですが、どの程度に尊重してもらえるのかについては、正直なところ、ちょっとわからない部分がどうしてもあると思うんですね。これは具体的な施策としてどのぐらいに反映してどうなるのかということにはわからないわけですので。その点については、非常に発信が難しいと思っております。

ですから、尊重はしていただくことを前提にしているのですが、にもかかわらず尊重

していただいた程度の問題が、我々の理解の仕方とずれのあるようなことがあっても困るし、ですからそれで我々としてはこの鴨川府民会議としての意見を発信するという事を考えさせていただいたらいかがかと理解をしております。

つまり一々検証して、これがどうだ、だめだとかいったところで、今度はそれをどのように発信してどのように反映していくのかは、今の鴨川府民会議の構造の中には十分位置づけられていないわけです。しかも、もともとここは意見を申し上げることは大変重要なところですが、申し上げるのは重要ですが、決定権のない状況ですので、その点につきましてもフィードバックしてどうこうというプロセスが大変難しいものですから、それでこの府民会議としての意見は、意見としてやはりオープンに発信をするというふうな方向をとって、あとは最終的に広く府民全体の意見として議会にどのように反映してお考えいただくのかという形をとらざるを得ないのかと思っている次第です。これは私の意見ですが、そういうふうに思っております。

先ほど西村委員のほうから、これで意見を言えないのであれば大変がっかりしてしまってもうやる気がなくなるという趣旨のことを申されましたが、決して私は、そう落胆していただくことでもないと思っております。案をつくる段階で意見を反映していただくというのは極めて重要なことであって、そのプロセスをぜひとも大事にしていきたいんです。意見というのはいろいろありますので、それがどの程度反映しているかどうかというのは、これはまた受けとめ方に相当の違いが出てきて当然だと思うんですね。それを我々として決定してこうするという権限はございませんので、その意見を我々としては発信することで、もしそのことについて共感が得られると、あるいは拡がるというようなことがありましたら、それはまたそれで一つの意味を持つのではないかと考えざるを得ないのではないかと思っております。

そのあたりは物足りないとおっしゃられれば、物足りないのですが、我々は議員でもございませんし、決定権と責任のとりようがないという状態で、しかしながらかくあるべしという思いをここで開陳していただくというようなことでこの会議にご参加いただいていると理解をしておりますので、ともかく案をつくる段階のプロセスで意見を申し上げて、それを重視していただくというのが第一段階。そこでもまだ理解とずれがあったりギャップがあったりいろいろしますので、その部分は、私は今初めて申し上げているわけですが、府民会議としての対外的な意見の発信ということを考えたらいかかでしょうかとお諮り申し上げていると、そういう次第です。

ですから、今のご質問も、フィードバックしてどうこうというときに2回目はどうなのかということについては、正直なところ、正確な行政プロセスの中には位置づけにくいという状態としか考えようがないというところでございます。それは意見として案をつくる段階で事務局、あるいは案をつくる責任を持っている委員会とかが重要視していただいて、それをきちとした形で最終的には議会と知事の権限でございますが、そこに反映するようにしていただくと、重要視していただくというところは決まっているが、どのように重要視するのかがちょっと問題であることは事実でございますので、その分について、必要があれば別途鴨川府民会議として発信していくことを考えざるを得ないのではないかなと思っている次第です。

何かご異論がございましたら。はい、どうぞ。

○田中

ちょっと済みません。一言だけ。同じところをぐるぐる回っていますので、済みませんが、この計画（案）ですね、これが次回の検討会で計画となってなされるのはいつごろになるのですか。

○事務局（森）

計画として最終的に告示されるということですか。

○田中

予定は。

○事務局（森）

それはちょっとまだ。

○田中

まだわからんと。

○事務局（森）

ええ、まだはっきりいたしません。

○田中

原則的に、この案に対しては先ほどから意見の反映、私も随分意見聴取反映については今まで淀川でも苦勞してきておるんですが、結局、案に対して皆さんから意見、どんな形にしる意見が出てきた場合に「あっ、これは忘れてた」と、「この案はいい案だな」というところがあれば反映もできるし、「あっ、この意見はもうここでうたっているから必要ない」という、さまざまなやっぱり意見が出てくるわけですね。だからそれが大事な

のであって、その中で、案の中でも、「ここはこういうぐあいに変えよう」と、「これのほうがいいな」ということもあり得るので、そういう範囲内での反映の仕方というのがあるわけなので、それを重視していただきたいということなので、日が、タイムスケジュール的にいつまでそれが必要なのかどうかと、それから実施計画に入ってから、では府民会議の立場は、あるいは存在はどういう形になるのかもちょっと教えていただきたいと思っています。

○金田座長

はい、どうぞ。

○事務局（神）

この整備計画の案であります、この表題にもありますように、鴨川河川整備計画検討委員会という別組織がございます、ここで4回ほど委員会を開いて、3月3日、2日前であります、最終計画（案）として確認をいただいたと。3日の日の議事内容であります、先ほど事務局からありましたように、パブリックコメントで出た60件の意見も全部明らかにして、それで部分的にそれまでの、前の素案を大分修正もかけました。修文も行った上でこういうことを今府は考えていますということをお示ししたのが、今日お示しをした案になっております。したがって、そういう府民からのご意見につきましては、すべてオープンにして、これ、さっきありましたようにホームページにアップするという格好をとるわけですが、かなり取り入れた修文を行っています。

特に先ほど申しましたように、本当に短い期間で申しわけないですが、あと1週間程度とお示しをさせていただきましたけれども、現在2月定例会中でございます、当初予算の審議を行っている議会中であり、この議会は今月24日に閉会をする予定で今審議が進んでおりますけれども、できればこの議会中に建設関係の専門に審議する常任委員会がございます、その中でこの案をご提示して、府議会議員の先生方のご意見もちょうだいしたいと考えております。したがって、そういうご意見、それから先ほどのスケジュールでありましたように、関連市町村、いわば京都市さんでありますけれども、京都市さんにも意見照会をした上で、最終的な案といえましょうか、それを取りまとめて、国へ承認申請をするための府の案ですね、まあ計画となってくるわけですが、そういう手続をやっていくということで今考えているわけです。

そういう意味で、なるべく幅広くご意見を伺うと。これは私どものスタンスでもありますから。本当に短くて申しわけないのですが、来週末ぐらいまでに出していただければ、

今田中委員がおっしゃったように、整備だとか、あるいはこれは反映したほうがいいなどということで、我がほうで判断できれば、それは最終的な案に盛り込んで対応できるかなと思っております。ぜひ幅広いご意見をちょうだいできればと思っております。

もっと機会があれば、本当はこういう場をもう一回開いて全体で議論すれば一番いいのかもしれませんが、ただ一方で検討委員会という別組織で検討した案でございますから、この府民会議の役割といたしましょうか、これは鴨川条例に基づく幅広いご意見を伺う場ということでなっておりますので、なるべく反映する格好では対応してまいりたいと考えております。

○田中

つまり、もう現在の計画（案）については府民会議の今までの踏まえたプロセスも十分考慮して意見反映していると。しかし原案が出た以上、その中でたまたもし意見があれば、結論として、1週間という期限の中で出していただければ、それを反映するなり考慮するという今の段階と理解していいわけですね。そういうことですね。

○金田座長

はい、どうぞ。

○大牟田

ホームページに出された原案と今日出された案とは違うのでしょうか、同じですか。

○事務局（山本）

昨年、12月末から1月23日までホームページのほうでアップさせていただいたのですが、原案からは今日お示しさせていただいたやつは修文を加えております。先ほどご説明させていただきましたように、60件からの意見をいただいておりますので、それを踏まえて、自然環境の関係での考え方とか配慮の仕方についてはもう少し必要な修文がある部分もございましたので、そういったところを、ご意見を踏まえて、修正した部分を今日お示しさせていただいております。

以上でございます。

○金田座長

そういうことで、この行政プロセスで申しますと多少きゅうくつですけれども、来週いっぱいにご意見をお寄せいただければ、それは検討していただくということでございます。それから、繰り返しになりますが、次回にこれについての一般的な意見、その他ございましたら、また改めてこの府民会議としてお伺いし、直接的に反映するということはち

よっと難しいですけれども、府民会議として発信するということと、あと実施計画の段階に反映していただくような努力をするということ。それから、それとは別途に全般についてそれぞれの委員の方のご意見を開陳していただくチャンスをつくりながら、府民会議としての意見を発信するときに、それも何とか反映するような形を、今後、まだこれは決定したわけではない、これから考えたいというようなことを申し上げて、特にご異論をいただいていないので、その方向で考えさせていただきたいなと思いますが、よろしいでしょうか。

(1) 鴨川の河川空間利用について

○金田座長

そうしましたら、相当時間を経過してしまいましたけれども、一応それで報告事項を終わりといたします。議題に入りたいのですが、相当時間がかかりましたね、議題(1)でございます。先ほど、そこを申し上げて内田委員には失礼をしておりますが、議題(1)内田委員のほうからご提案の「昼休みにも利用できる鴨川空間」についてということで、議題説明をお願いできればと思います。よろしく申し上げます。

○内田委員

内田でございます。去年提出しました議題提案ですか、「昼休みにも利用できる鴨川空間」について説明させていただきます。テーマは、鴨川を昼休みの時間を使って楽しめる空間にしたいと、何ができるのか考えたりとかしておりまして、例えば夏の日差しを遮ってくれる木陰をもっとつくりたいとか、ベンチがたくさんありますけれども、これにもう少し食事でも使えるような机になるようなものを加えたりとか、春、秋のよい季節には河原で定期的に何かの行事を企画することはできないかと、そういったことを提案させていただきました。

この件につきましては、先ほどのことも含めまして、去年1年間いろいろな具体的な回答もいただいているような気もいたしますが、趣旨でございますが、この趣旨は、鴨川公園の考え方をもう少し壮年者にとってより魅力があって、有効に活用できるものにしたと、大人向けを意図した空間をもう少し多くしたいというところにあります。

手元に今日も配っていただいております鴨川公園の利用状況のテーブルがございましたが、見てみますと、ジョギングですとか散歩ですとかスポーツですとかベンチで休憩、シートを使って食事をしたり音楽の練習をしたりしているといった状況が報告されており

まして、鴨川が身近な屋外として生活に潤いを与えてくれている姿というのが読み取れる、非常にありがたい姿だと思います。ただ、これ、利用している曜日と、それから年代を見てみますと、月曜日から金曜日までのウィークデーということを考えますと、やはり利用というのは専ら年少者と、それから保護者、学生さん、熟年者の健康増進とか運動とかいったものが主体になっていると思われまます。鴨川というのは非常に大都市の自然公園で、ありがたいものですから、ウィークデーの昼間の折々にも勤労者のリフレッシュに有効に使えるような形ということを考えること、これが非常に重要ではないかというふうに思います。ところが、なかなかそのような姿になっていないのが現状だと思われまます。

これは1つには、現在の鴨川公園の空間が運動や健康増進といったことを意図したものが主体として整備されてきているのではないかなど。意図したというか、結果的にそうなっているということなのかもしれませんが。という意味で、もう少し大人向けの潤い空間と、壮年者が仕事の合間に健康な気分転換ができるような空間を意図するような形ができないかなど考えたいなと思っております。

具体的には、河原敷でそういうことをするのはなかなか難しいことかとは思いましたが。というわけで、例としてどういうところが挙げられるかという、ちょっと私には思いつかないのですけれども、河原敷でなければ、東京ですとか大阪ですとかの都市公園などというのは、昼間は大盛況ですし、午前午後、仕事の時間の間にも、道を近道として人は頻繁に使って、それなりに使っているということはあります。勤労者が日常的にリフレッシュに使えるということは非常に重要なことだと思いますので、そういうことができるような空間にしたいという意見開陳でございます。

○金田座長

はい、ありがとうございます。鴨川の利用実態調査、利用形態という、2枚つづりの資料を含めて、その昼間に利用する、リフレッシュに利用するという方向が大事だということのご提案でございますが、いかがでございましょうか。何かこれ、今の議題につきまして、ご意見やご質問など含めてですが、ありませんでしょうか。

はい、どうぞ。

○土居

今のご提案、お散歩される方は勤労者が大半のような意味合いでよろしいでしょうか。勤労者が散歩する、リフレッシュするという形でよろしいでしょうか。私の友人も、行きは交通機関を使って、帰りは鴨川の河原を歩いて帰っている人が何人かおりまして、非常

にリフレッシュできる空間だと思うんです。それに、特に勤労者というよりも、以前『二人日和』という映画がございました。当初は『Turn over 天使は自転車に乗って』という野村監督が製作された、藤村志保さんと栗塚旭さんが主演になった映画でございます。その中で非常に印象的なシーンがございまして、桜が満開のときに、藤村志保さんが車いすに乗って、後ろで大学生が押して鴨川を歩いていくというシーンがございましたが、あれは映画だからできたことであって、車いすの方がずっと鴨川沿いを車いすで行けるというのはどの程度整備されているのか。私は、やはり高齢社会になりますと、そういった整備も視野にリフレッシュ空間を考えなくてはいけないのではないかなと思います。その点、いかがでしょうか。

○金田座長

私はちょっと焦っておりますが、この資料の説明、まだいただいてないのでしょうか。済みません、私が見ていたものだから、これは説明していただいていたのかと思いましたが。ちょっと、今のご質問にも関連するのですが、つくっていただきました資料のところの説明をお願いします。

○事務局（林田）

済みません。少し遅くなりましたけれども、今日このテーマでおつけしている資料の説明を、もうごく簡単にさせていただきたいと思います。

資料2-1、これは「鴨川利用実態調査・利用形態」をあらわしたもののなんです。この数字につきましては、パーセントになります。人数の分も後につけてはいますけれども、さほど正確なものでもありませんので、どういった利用形態があるのかという傾向を見るために、あえてちょっとパーセントのほうで資料のほうはつくらせていただいておりますので、その点、まずご理解をいただきたいと思います。

それで、一応季節ごとに調査をしました。もちろん鴨川の全区間を隈なく回ったわけではありませぬので、ある意味サンプリングの調査ですが、大まかな傾向については、この数字を見ていただければご理解をいただけるのではないだろうかということで、参考につけさせていただいております。それで、大きく分けますとここに、先ほども少し、もう既に紹介はしていただきましたけれども、項目になるのですけれども、やはり多分ここは皆さんの印象と同じだろうと思いますが、移動される、ジョギング、自転車とか散歩とか、そういう移動系のところ、やっぱりかなり率が高くなっております。

あわせまして、この数字のもとになるものがどういう形なのかというのをより理解い

ただために、ちょっと代表的なものだけになりますけれども、写真をちょうど裏面のほうにつけております。ベンチに座っておられる様子ですとかシートを並べている、あるいは楽器の練習をしている、ペタンク、まあスポーツに使っていただいている、そういうところをピックアップして写真もつけております。

それで、この3ページ目というのでしょうか。これは数字、先ほど言いましたように、利用者数、人数を実際にカウントしたときの基礎の資料になっております。調査の区間はここに並べているところなのですが、春につきましては、かなり広範囲でやっておりますけれども、夏、秋、冬、ちょっとそこまでの体制がとれませんでしたので、区間を短くはしておりますけれども、これに基づいて率を出したものを一番表につけているということです。今日の提案の参考にとお思いまして、こういうまとめた資料をつけさせていただいております。

それから、昼休みにもということで、今も木陰のお話を、提案の説明の中でしていただきましたけれども、鴨川公園の中でそういうのにイメージとして近いのかなというところを少し抜き出したものをつけさせていただいております。これも意見交換の参考にしていただければということです、よろしくお願いいたします。

○金田座長

今、ついでにと申しましたら失礼ですが、先にご質問いただいていた車いすのアクセスの問題についてはいかがでしょうか。

○事務局（林田）

車いすの利用につきましては、特に鴨川の高水敷、沿路のほうに入るために、幾つかのスロープのほうは、かなり設置はしております。ただ一部に、そのスロープそのものを自転車か埋めつくして使えないというようなところもあって、締め切っている箇所も、出町のあたりですとありますし、その辺のマナーの向上も今後どんどん努め次第、まあ今もよくなっておりますので、またそういうところを解放するなり、より車いすの利用にも適したような形というのをまた戻していきたいとは思いますが、

また、あとのテーマにも関係してきますので余りあれなのですが、もちろん先ほどの利用の状況なんか見ていただきましても、休んでいる方だけではなくて、スポーツをされている方とか、あるいは自転車に乗っておられる方とかいうのがありますので、そういうほかの利用者の方との兼ね合いというところで、また問題が出てくるのかなというふうには、課題としては認識しております。それから、沿路そのものがかなり余裕のあるところ

と、それから狭いところと、まだまだありますので、上下流通して利用するというと、やはり場所場所によっていろいろなまた課題は出てくるのかなというふうには、今思っております。

○金田座長

ありがとうございます。何かご質問など。はい、どうぞ。

○中村

終野から桂川の合流まで、毎月バードウォッチングを、観察会を、市民の方と一緒にやっています。そのメンバーの中に車いすの人が2人います。途中、1カ所か2カ所ぐらいですが排水路があって、協力者がなければ渡れないところもありますが、協力者さえいれば、ほぼ全域、一人で車いすで観察とかはできます。

○金田座長

というような状況だそうでございますが、いかがでしょうか、何かご質問、あるいはご意見等ございませんでしょうか。これはこういった状況で、後で、次にご提案いただいている鴨川での迷惑行為についてというのと表裏一体というか、難しい問題があるのですが、そういうことを踏まえまして、こういった実態をそのままお認めしていったら、なるほど、こうだというだけでいいのか。今のような、車いすのアクセスの問題も含めまして、こういった改良とか何かが必要なのではないかとかというようなご意見があるのかどうかについてはいかがでしょうか。はい、どうぞ。

○中村

先ほども申しましたが、私たちの観察会は子供からかなりの高齢者の方も一緒に、それで車いすの方も一緒に毎月やっているのですが、その中で感じるのが、スポーツに関してなんですが、一定の区間を何分で走れるかという競技を中学生が先生と一緒にやっておられるんですね。それともう1つ、自転車のプロの方でしょうか？、帽子をかぶって、カッコいいユニフォームを着て上等の自転車で走っておられる方々がかなりいらっしゃるのですが、タイムをとっておられるのか、すごい勢いで走られる。そういう方の邪魔をしている形になるんですね。それで、大声でどけ～と言われるのですけれども、私たちはまださっとのけるのですが、かなりの高齢者の方も、やっぱり何十人もいますと、それができないので、そういったスポーツを本格的に、河川敷でやられる場合の時間的な配慮などについても、もう少し考えていただけたら助かりますが・・・。

○金田座長

今、ご指摘のありました、スポーツの場所として利用するということと、そういうバードウォッチングなどの観察ですね、野外観察ですね。それと、一般的なゆったりした散歩など、それらの利用の状況の区分あるいはその問題をどう考えるのかということですね。そういうご指摘だと思います。確かに、日本は通常の道路でも自転車と歩行者との区別が非常にあいまいですので、その問題は大きいですが、ご指摘のようなことがあると、大変危険な部分もありますよね。はい、どうぞ。

○杉江

その問題ですが、確かに最近河川敷を利用したスポーツ、それもかなりスピードある、まあ自転車は別にしてでも、マラソンの、それも目の不自由な障害者の方で伴走つきで走っておられる、すごくレースやっておられます。それで、手前どものほうも子供たちと一緒に水質調査なんかやったりしていると、こちらの事情も言って、スタート位置を変えてもらうとか、そういうようなこともやらんことには、子供たちは何かのことで一生懸命になるとね、人が、特にもう1つその伴走者つきでマラソンみたいにやっておられると、非常に危険なことは多々ありました。

それとその自転車のほうもそうですけれどもかなり高速で今の河川敷の遊歩道がきれいに整備されていると、かなりのスピードが出ます。ですから、まさかという感覚で、一般歩行者なりは芝地から遊歩道を横断して、鴨川の本川のほうに行ったりするときに、キュキュキュッとブレーキの音がしたりもしょっちゅうしておりますので、確かにそういった面、以前はよく、東京なんかで河川敷でゴルフの練習とかいうのがありましたね。だけど、以前鴨川も確かにございました。しかし、最近はほとんど見かけない状態ですので、今度逆に危険な場所というか、危険な状況というのも多々出ているのが現実ですね。

ですから、やはり一般の子供たちもそうやし、高齢者の方ものんびりと散策なさっている状況の中で、そうした急激に自転車が、飛ばしてくるとか、そしてマラソンとかいうとき、そういうなのは、やはり前もって我々がやるときはスタート地点なんか、遊歩道を極力避けてもらって芝地のところでやってほしいとかいうようなことはやっておりますけどね。それとまた、御存じのとおり、毎年京都市の小学生対象の大文字駅伝ですね。頭からそういう駅伝ということではっきりと位置づけが出ておれば、スタッフの人がそういった一般歩行者に対しての注意事項を促したり安全管理をなさっておられますけど、ただ単に、その河川敷を利用するというだけで、土木事務所なんかには届けだけをしていて、一

般の人の安全管理というのを怠っている面も多々あるかなと思ったりしております。

以上です。

○金田座長

その河川敷の利用のパターンにつきまして、関連して何か。はい、どうぞ。

○川崎

このデータを拝見していますと、五条大橋から桂川合流点が、春、夏、秋、冬でやっぱり少ないということで、それで先ほどの資料1のアクションプランの鴨川の回廊整備の件ですけれども、これでジョギングロードというのが整備はされるのですけれども、先ほどから内田委員がご提案いただいた、もう別に走らなくて、そこで風景を鑑賞したりお弁当を食べたりとか、そういうリラクゼーションの場所ということで、恐らくやっぱり必要なのはベンチとそれから緑陰ということなんでしょうけれども、河川敷内なので、余り足がしっかりとしたベンチを置くというのは、数多く置けないということだと思います。そういう制約があるかと思うのですが。

足がなくて、リクライニングの、背もたれもないような、普通の板のようなものですよ、低いもので、それだけでもあれば、恐らく日本の気候風土の場合は芝生地は濡れますし、それから虫がいたりするので、なかなか座りづらい、季節によって座りづらいことが多いので、そういうものであれば、一部上賀茂の周辺だけちょっと見た経緯がありますが、ああいう、ほかから見たらベンチではないのですが、板がずっと置いてあるようなものをできるだけ多目にして、座れるという場所を多目に、このアクションプランの中でも反映していただければ、実施の段階でいいのかなと思っておりました。

以上でございます。

○金田座長

ありがとうございました。ほかに、何かご意見はございませんか。

はい、どうぞ。

○西村

利用実態・形態というこの統計を見せていただいて感じるのですが、確かに先ほどご意見があったように、自転車とかスポーツ、そういったものがやや専門的になさっているケースがあります。これは禁止というようなことではなくて、良識的に散歩と一つの調整をされるということがいいと思うんです。そのことと、河川敷の整備関係。今もう相当いろいろ、北大路橋の界限とか、いろいろ整備をなさっている中で、ある部分にはグラウン

ドというのでしょうか、ゲートボールというのでしょうか、そういったスポーツ施設的なものを配置されているというところがあります。

そういったものを日常的に拝見したり、時には利用させていただいたりしておる中で、一つ注文というのでしょうか、配慮していただきたいのは、鴨川というのは、私はいつも景観というのを申し上げるわけですが、やはり鴨川の景観は、やはり自然が第一点だと、こう思われます。大都会の中での河川ですけれども。そういった中で、余りにも人工的なものを設置され過ぎるといことがないように、あるいはまたスポーツの場所が、京都も余り多くはないのですけれども、鴨川のスポーツ施設ということは重要だと思いますけれども、それがまた進み過ぎると、自然を破壊するというんでしょうか、景観上、あるいはまた散歩だとか、あるいはまた子供さんの遊びだとか、そういったものとの調和という観点から、整備関係をお願いしたいと。そういった意味で、いつか申し上げたかもしれませんが、この橋とこの橋のある部分についてはやや森林地帯だとか、この部分については非常にいいスペースがあるからスポーツ関係にするとか、あるいはまたここはもう芝生ばかりにしておくとか、そういった区分というのでしょうか。ある程度の自然と調和した形での施設整備をお願いしておきたいと、こんなふうに思います。

○金田座長

ありがとうございます。先ほどからご意見をいただいている中に、恐らく物理的に問題になるのが、自転車とのうまい利用の住み分けができるのかどうなのか、あるいはどのように考えるべきなのかというところに、一つの問題はあると思うのですが、何かご意見ございませんでしょうか。

なかなか難しい問題ではありますが、確かに今のような形で、利用の空間を、人工物をつくるということばかりよりも、利用空間の公共の問題がありますから、住み分けを考えたかどうかというご意見もありますが、そのあたりも含めまして、また具体的な施策の中でご検討いただけたらと思います。ほかに何かご意見がなければ、よろしければ、ちょっと急ぎますが、次の議題とも非常に密接に絡まりますので、そこまでご議論いただいて、少し休憩をしたいと思うのですが。

○杉江

ちょっとだけ、1つだけ、そしたら迷惑行為のほうで。

○金田座長

そっこのほうに今これから行きますが。

○杉江

そうですか。

○金田座長

はい、済みません。

それで、議題の中で2番目に、鴨川での迷惑行為についてというのが2つ目のポツに入れてありますが、それにつきまして、ご提案の堀委員のほうからご説明をお願いしたいと思います。

○堀

鴨川でのバーベキューの禁止区域は出町柳、それから柘野の近辺だけです。今は冬でバーベキューはされていませんが、気候のよいときにはバーベキュー禁止区域ではないからか、西賀茂橋の下流、西岸の河川敷のベンチのある辺ではしばしばバーベキューがされるようになってきています。西賀茂橋の下流では堤防上の道を挟んですぐ住居があり、堤防の内側の河川敷でバーベキューをされると、堤防沿いの住居に住む住民はバーベキューのにおいが部屋の中まで入ってきて、晩ご飯に何を食べたかわからなくなるぐらいにバーベキューのにおいが強く、バーベキューのにおいしかない感じになります。

バーベキューをしている人は、バーベキューをしながら酒を飲んでいるのか、夜遅くまで大きな声で騒ぐようなグループもあり、全員ではないですけど、全部のグループじゃないですよ、大きな声で騒ぐようなグループもあり、静かな夜が騒々しくてかなわなくなることもあります。

それから、バーベキューの後、ごみをいっぱい出しながら散らかしたまま、ないしはごみ箱にごみがあふれていてもごみをほうったりして、出したごみを持ち帰らずに帰ってしまい、翌朝には鳥が突ついてごみが広がり、汚くて仕方がなくなることもしばしばあります。それから、バーベキューの道具や材料とバーベキューの参加者を堤防で車からおろした後、堤防から少し入った脇道に車を違法駐車させ、バーベキューが終わるまで、長時間迷惑駐車、違法駐車を平気でされている。子供にどう説明しているのか、子供はどう思うのか、自分さえよいという考えの子になってしまうのではと、心配になります。

あと、大変な迷惑をこうむることになっています。迷惑をこうむっていても、バーベキュー禁止区域外のため、バーベキューをやめてくれとも注意もできず、においと騒音、ごみ、迷惑駐車等にじっと耐えざるを得ないのが現状です。鴨川は大都市の中心部を流れていて、兩岸に住居が迫っていて、住人も多いので、鴨川の流域全部をバーベキュー禁止

にすべきと思います。

なお、近くの住居から200m以上離れている、近くに駐車する場所がある、ごみの監視ができる等、バーベキューを許容できる条件を明確にし、その条件に合う場所があれば、そこだけバーベキューを許可するというふうにすべきだと思います。

その他、気になることですがけれども、西賀茂橋下流の東側の河川敷にグラウンドが3面あります。コンクリ製のグラウンドはスケートボードをするたまり場になっていて、しばしばバイクをグラウンドの脇まで乗り入れて駐車されている。バイクはどこに置けば、どう注意したらいいのか、よくわかりません。それから、南側の土のグラウンドは、サッカーの練習をしに来るグループがちょこちょこあり、グラウンドいっぱいサッカーボールがけられ、横の道幅は3、4mしかなく、道を散歩しながらでもサッカーボールがいつ飛んできて当たらないか、気が気でないです。歩行者用の道の中にフェンスもないグラウンドでは、サッカーの練習等、ボールが飛び出してくるような、歩行者が危険を感じるような運動は禁止すべきと思います。

それから、前回かな、不法占拠の排除には少し時間がかかるとしても、まあ不法占拠の排除を提案したのですけれども、なかなか難しい問題があるとかいうことでしたから、少し時間がかかるとしても、大きな場所を占拠している不法占拠を狭めるように注意してほしいと思います。橋下の歩行者が恐怖を感じないような、十分な歩行者スペースを確保してほしい。橋下で歩行者が歩くスペースが非常に狭められているところがあります。

鴨川の河川敷にグラウンド、出雲橋の上流の西岸の河川敷に大きなグラウンド、北山橋の上流の西岸にテニスコートとグラウンド、西賀茂橋の下流の東岸にグラウンドが3面ありますが、そのグラウンドやテニスコートの脇の道は狭く、人が1人すれ違うぐらいの幅しかなく、2人で歩きながら楽しく会話しながら歩いてではすれ違うことはできません。

日本ウオーキング協会が選定した「美しい日本の歩きたくなるみち500選」で鴨川の河川敷が選ばれ、「さまざまな人が思い思いに楽しみ、飽きることはありません」とされています。お年寄りから中高年、大学生、高校生、小中学生、保育園児、うば車の赤ちゃんまで、さまざまな老若男女がグループ、二、三人連れ、ないしは1人で、健康や気分転換、体力の維持や強化等、それぞれの目的に合わせて、散歩、ジョギング、自転車、クラブや部活のランニング、犬の散歩、鴨川のウォッチング等、それぞれ鴨川の河川敷を楽しんでいます。お年寄りの健康ウオーキンググループもしばしば見かけますが、頑張りながら楽しんでおられる様子は微笑ましい限りです。

そうした鴨川の河川敷も、グラウンドの脇は狭く、通行者は大きなストレスを受けざるを得ません。健康やエコ志向が盛んになる傾向の中で、通行利用者はさらにふえると思われませんが、現在でも河川敷を通行する利用者の多さと享受されている機能、効能を考えると、グラウンド脇のスペースを、道のスペースをストレスのないように拡幅していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。それから、河川敷では、車いすの人はほとんど見かけません。車いすで河川敷におりてくるには無理なのかとも思われます。スロープはありますが、かなりところどころでしかありません。堤防の川側に歩道を設置し、車いすの人でも鴨川を楽しみ、元気を取り戻せるようになったらと思います。河川敷におりるのが無理ならば、鴨川の堤防の上を、車いすで楽しめるようにしたらどうかと思います。

また、雨の日や雨の後は河川敷には水たまりがあちこちにでき、散歩も楽しめなくなります。土手の上の川側に歩道が整備されていると、雨の日や雨の後でも鴨川の散歩を楽しむことができ、雨の日の憂うつな気分を晴らし、気分のいい元気な日にすることができますので、鴨川の土手の上の川側に歩道をつくるように検討いただきたい。一部、結構ありますけれども、ないところがあります。

葵橋から出雲橋、北大路橋、北山橋、上賀茂橋の間の鴨川の西側の土手の上の並木と歩道の間には、若干の歩道がありますが、上賀茂橋、御菌橋、西賀茂橋の間の土手上的の車道が土手の橋まで来ておって、鴨川を楽しみながら歩くには、川側に歩道をつくる必要があります。川側に歩道を設置することにより、多くの人が鴨川を楽しめるようになると思いますので、ぜひ土手上的の川側にも歩道の設置を検討いただきたいと思います。特に、御菌橋と西賀茂橋の間は河川敷も広く、西側の土手上的の川側には桜並木、若干まばらなところもありますので、車道の土手の橋に、車道が土手の橋まで迫っていますが、歩道を設置するのは非常に効果的と思われれます。ぜひ検討いただきたいです。

それから、桂川を管理する国土交通省淀川河川事務所が2月に桂川の渡月橋付近の草の伸び放題の中州を平らにする工事を実施したと新聞に、きのうの京都新聞に出ていました。鴨川も中州が、川幅の90%、一番大きくなっている西賀茂橋の下流域、西賀茂橋と御菌橋の間の中州を平らにし、除去する工事を早急に実施していただきたいと。この辺、西賀茂の辺に住んでいる人はだれに聞いてもそういうふうに言いますが。

今日聞きますと、10年に1回、中州を除去するという話で、前々回かな、何かの意見を言ったときには、もう少し短くしてほしいという意見を言いましたけれども、今日の整備計画では、相変わらず10年に1回と言われたので、ちょっとがっかりしているところで

す。

それから、西賀茂橋の脇に渡り飛び石というのですかね、飛び石伝いに渡れるのがありますが、西賀茂橋のそれは、径が15cmぐらいの小さなコンクリート柱で、水面ぎりぎりで、少し雨が降るとすぐ冠水して渡れなくなります。下流の植物園や今出川の辺では、渡り飛び石は結構大きく、そのぐらいの大きさの渡り飛び石を西賀茂橋と御菌橋の間にも設置していただきたい。渡り飛び石は川面からの視点で、ふだんとは違う鴨川の良さが見られ、楽しめ、川を美しくする心を涵養できると思われるので、ぜひ西賀茂橋と御菌橋の間に渡り飛び石を設置していただけたらと思います。河川敷でもいろいろ工事されていますが、西賀茂橋と御菌橋間の渡り飛び石は非常に効果があるので、優先度を上げてお願いしたいと思います。

ちょっと、先ほどのからの議論とだぶっているところもありますけれども、迷惑行為とその迷惑行為を除去するためにこうしていただきたいというお願いを何点か申させていただきました。よろしく申し上げます。

○金田座長

ありがとうございます。この資料、鴨川条例による禁止行為等の件数という資料をお作りいただいたと思うのですが、ちょっとご説明をお願いします。

○事務局（林田）

それでは、資料2-3につきまして、ご説明を申し上げます。これまでから、鴨川府民会議のときに、その都度、何月現在という形で簡単な数字は、余り説明する時間はなかったのですが、示させていただいておりました。それで、4月から始めまして、おおむね1年、2月末現在の集約をしたものをつけております。月別集計をしたものです。評価はなかなか難しいのですが、まずバーベキューでいいですよ、今の提案趣旨の説明の中にもありましたが、禁止区域と、それから禁止区域外に分けて数字を出しております。禁止区域内におきましては2カ所ありまして、出町の地区、柵野地区ですが、それぞれ年間通して13件、77件ということで、確かに昨年に比べますと、もう激減をしているのではないかと、非常に禁止区域内での効果が出ているのではないかと、思っております。

それで、禁止区域外につきましては、今もありましたけれども、なかなか禁止をさせるということが難しく、迷惑になるような行為はやめましょうということで、これだけ指導はしております、かなりのところでやめてはいただいているのですが、なかなかぜ

口にはならないというところがあります。バイクの乗り入れにつきましても、これはちょっと件数が非常に多いのですけれども、乗り回しているという意味ではありません。エンジンを切って手で押して、少し川の中に入ったものも、すべてこういうふうには件数を上げておりますので、これだけ多くはなっているのですけれども、ここはなかなか難しいところになっております。

打ち上げ花火につきましても、もうこれは夏場だけの話ではあるのですけれども、これも件数減りましたという声はよくいただきました。ですけれども、まだまだ私もよく夜回りましても、こっちに向かって打ってくる。それで、追いかけていくと、もう知らんという輩はまだまだ残っています。それで、この辺も引き続きやっていかなければいけないのかなと思っておりまし。

放置自転車です。これは最初から利用で乗っている自転車ということではなくて、あくまでも河川敷の中に放置をしている自転車、これについて、許さないということで、もう月2回から3回ぐらいのペースでずっと保管所への移動作業をやってきました。数字的には、1445台を動かして、670台の返却をしたということではあるのですけれども、4月の第1回目の移動作業をする前の段階で、約500台ぐらいの放置自転車がありました。こうやって作業をしていきまして、今で大体百二、三十台前後まで落ちてきております。もちろんまた4月に学生を中心とした人の入れかえがあったりしますので、引き続き啓発もしつつ、このあたりの規制というのをまたやっていきたいとは思っておりますし、鴨川の中だけの問題でもありませんので、この作業をやるにしましても、ちょっと京都市さんのほうともいろいろ相談をさせていただきながら、より効果的で、わかりやすいようなやり方にまた変えていかなければというような話は今、引き続きやっているところです。

それで、この資料2-3についてはそうなのですが、ちょっと一枚先ほど漏らしておりました、資料番号はつけておらないのですけれども、これも皆さんもうよく目にされたものかもしれませんが「かもがわWALKマップ」をつけております。この中に一応、鴨川の終野から下流までで、特になぜこれをつけたかといいますと、鴨川といいましても、中にやっぱり鴨川公園の区間があります。この中で、似たような色なのですが、緑で少し塗っているところが鴨川公園の区域になりまして、まだ今も整備をしている場所はあるのですけれども、鴨川の中でも鴨川公園だということをお知らせするためにつけています。いろいろ、整備に当たっても住民意見とかワークショップを経ながら進めてきたという経過もあるので、参考資料としてつけさせていただいております。

以上です。

○金田座長

はい、ありがとうございます。「鴨川条例による禁止行為等の件数」というデータをお示しいただいたのと、先ほどから堀委員のほうから、禁止区域以外のバーベキューの問題と、それから運動施設がつくられているところ、及び堤防上の歩道の問題とか、それから河川を渡る飛び石ですかね、そういったような問題について、ご指摘、ご提案をいただいているのですが、ご意見はございませんでしょうか。どうぞ。

○杉江

鴨川を美しくする会の杉江でございます。まずこのバーベキューのほうの禁止区域の件なのですが、これはちょうど施行されて1年となりますが、結果、禁止区以外の場所がふえてきているの、やはり当然やと思います。それで、我々のほうがいつも鴨川で河川敷の清掃とかいろいろなことをやっておると、禁止区域については看板があるからわかっていると。そうすると、ここから離れたらやってもいいのやろうというのが圧倒的ですね。基本的には、何か公園法の場合は、この火をたいたりとかいうのはどうなっているか、我々もちょっとわからん点もあるのですが、やはり、どうしても禁止区域があると、それ以外の区域やとどうもないというような解釈を皆がとるとするのは当たり前やと思うんです。この条例ができたときは、それも当然予測されたということも、話は出ておりましたので、今後管理者である京都府さんのほうで、この禁止区域、エリアを拡げるという予定はあるのかどうかということ、皆さん方とともにまた検討して、事務局の意見も聞きたいと、こう思っております。

それと、最近というか、ホームレスの問題は前回の委員会でいろいろと出たんですけども、河川敷ですね、住んではいないのだけれども家財道具を置いて倉庫がわりに利用しているというところがあるわけなんです。場所は管理者がよく御存じなのでですけども。最近それがかなりひどい状況になってきて、目に余るような量もふえてきて、今の時期やと本川からよく見えるんです。いい風貌のところなんです。木が繁っていると見えないのですけどね。

そういったので、個人の所有物だからどうにもできないとも聞いております。果たして、個人の所有物の場合は管理者としてどうにもできないかと。当然勧告なさって、それなりの対応はなさっているとは聞いておるのですけれども、人が住んでおられる橋の下の場合は人権問題等々いろいろと前回の委員会で出ておったのですけれども、人が住まずに

物だけ置いておくと、個人のものだからさわるなというようなことでやっている箇所もございます。

これは今後のテーマになると思うのですが、そういった前例をどんどんほかの場所でふえてくると、それこそ手に負えない状況になってくると思いますので、やはり小さいうちに適切な指導によって、また今の河川法なりでできない場合は、例えば条例で何か指導できるようなことも考えていただいたらどうかと、こんな思っております。

以上です。

○金田座長

はい、ありがとうございます。今幾つか、バーベキュー地域の禁止区域の範囲の問題とか、それから今の放置された私物の問題とか、事務局のほうで何かコメントがございましたらお願いしたいのですが。

はい、どうぞ。

○事務局（林田）

まず、バーベキューの禁止区域の拡大の予定はあるのかというお尋ねであったかと思えます。先ほども指導件数の中で少し触れましたけれども、やはり禁止区域のところとそうじゃないところ、差が出ております。もともとバーベキューそのものが犯罪行為ではなく、むしろ楽しみになるような行為、これを罰則つきで禁止しようというところが、条例をつくる时候にもかなり議論になったところでありまして、したがって極めて、もうその周りの人、あるいは利用されている方の受忍限度を超えているようなところからまず区域を設定していきましようということで、この出町地区と柵野地区の2カ所からスタートをしております。

それで、当然同じようなまた状況になっていくということであれば、拡大はしていかなければいけないものだろうなどは思っているのですが、確かに、現状ご苦労されているお話、今も出ていました。それで、この傾向をもう少し見る必要があるのかというふうにも思っております。ですから、これが減少傾向にあるうちの数字なのか、それとも禁止区域から逃げてきた、増加傾向にある数字なのか、ちょっとそこも見極めていかないとなかなか、罰則つきの区域になりますので、しかも鴨川の利用を大きく制限する行為にもなりますので、もう少しこの辺の判断は時間が必要なのかなというふうには思っているところ、正直そういう状況だと思っております。

それから、ホームレスの関係ですけれども、確かに荷物置き場に使っている、要する

に住んでいなくて、そういう箇所はございます。確かにこれで指導はしておりますし、個人の所有物ですから勝手に捨てるわけにはいかないということも現実にあります。これまでの指導経過でいくと、一度は言うことを聞いて、その場所からどけるのですよね。違う場所へいつの間にか行って、また戻ってきたりということになりますので、なかなか行為を限定して、強制的な作業というのは今ちょっとできずにいるということになります。ここはまた引き続き指導を強化しようと考えておりますので、すぐに解決できるかどうかはまだわかりませんが、もう少しお時間をいただければと思います。

○金田座長

はい、ありがとうございます。

もう1つ、先ほどのお話の中にもありました、運動施設があるところの河川敷の散歩道と申しますか、道が非常に狭いという話になるのですが、そういう点に関しては何か考えるすべはあるのでしょうか。

○長谷川

平成19年度には出雲路グラウンドについても沿路の整備をさせていただいています。その中で、できる限り、多目的広場の横を通っても利用者が不安にならないようにということで、一定低木を植えるとか、そういった措置をしながら工事を進めているという状況でございます。

○堀

グラウンドの脇が極端に道が狭いんですよ。それで、人が2人歩いたらすれ違えない、1人ずつにならなきゃいけない、そこへ自転車も来る。非常にストレスを感じる道なんです。せっかく楽しくこれだけ利用者がいるのに、グラウンドはあいたままで歩行者だけが狭く感じる。基本的にやっぱり歩行者とかそういうことを優先で鴨川を整備していかないと、グラウンドが大きくなって歩行者の通るところは非常に狭いというのか。大体どこのグラウンドの脇も狭くなっているんですね。ちょっと考え方を、グラウンド中心に考えるのか、歩行者とかそこを通る人のほうがはるかに多いと思いますので、そういった人を中心に考えるのか。基本的な考え方を変えないと、今のまま続くのではないかなという気がします。

○金田座長

どうぞ。

○長谷川

グラウンドの整備につきまして、昭和40年代ぐらいから、交通戦争ということで、例えば河川敷に子供さんたちが大勢安全に遊べる場所を提供してきた経過がございます。そういった時代のニーズがあったわけがございますけれども、昨今、やはり高齢者の方々から、子供さんまで含めて、河川敷を散策される方が非常に多くございます。そういった中でグラウンドの位置、あるいは多目的グラウンドの統合といいますか、集合といいますか、そういったことも踏まえながら、公園の整備をしていきたいと思っております。ただ、河川の高水敷を使っての施設でございますので、当然その位置等については十分検討してやっていく必要があるかなと思います。できるだけ歩行者と友好に歩けるような形の空間を確保しながら、できるような位置に整備をしていくと、多目的広場についてもそういった形で整備をしていければと考えています。

○金田座長

はい、どうぞ。

○堀

出雲路橋の上流のちょっと上にある大きなグラウンドがあるのですが、最近、去年かな、何かグラウンドの改修がされて、ちょっと歩道というのですか、脇の道が広がったんです。それでもやっぱり2人ですれ違うにはちょっと厳しい。やっどぎりぎりかなという。やっぱりこれだけ散歩とかジョギングとか自転車する人が、それから老若男女が利用する道ですので、この形態を考えると、もう少し幅広くゆったりと楽しめるようにすべきじゃないかという気がします。本当に去年、グラウンドの改修されたんですよね。それでもちょっと広がるかなと思ったら余り広くならないのでちょっとがっかりしたのですけれども。ぜひ散歩する人、ジョギングする人、自転車で鴨川を楽しむ人が危険のないように、快く楽しめるように配慮していただければ。お願いいたします。

○金田座長

ほかにご意見ございませんでしょうか。はい、どうぞ。

○土居

迷惑行為の件数はこちらに出ておりますが、迷惑行為をしている人の年齢層と申しますか、前回ホームレスも高齢化しているというお話がございましたけれども、年齢層はばらばらだとは思いますが、現代社会が抱える問題をそのままこの迷惑行為にも恐らく移行していると思いますので、だからそういった意味での対策と申しますか、中学、

高校、大学生。社会人もそうでありますけれども、そういった意味での対策等は何かお考えでしょうか。

○金田

年齢とか社会教育にかかわってくるかもしれませんが、そんなようなことについてという話ですが、何かお答えするようなことはございますか。

○土居

データ等はございますか。

○金田座長

データね。もしありましたらどうぞ。

○事務局（林田）

済みません。年齢まで確認はしていませんし、どれぐらいの年齢層だという記録もちょっと残しておりませんので、ちょっとデータはありません。

○金田座長

はい、どうぞ。

○堀

先ほどの、禁止区域外でのバーベキュー、何か禁止するのはなかなかとかいうお考えのようですけれども、ほんまにそういう鴨川の道路の、堤防の上の道路のところまで住居があります。町中でいうたら、町中の小さな公園ですね、公園でバーベキューして道路挟んで煙が流れてくるという、その状況と変わらないんですよ。

それで、鴨川の河川敷でバーベキューされると、鴨川から冷たい涼しい風が夏だと陸のほうへ来るんです。バーベキューのにおいが全部その住居のほうへ流れてくるんです。逆に、住居から鴨川のほうへ風が吹くのならいいのですけれども。そういう状況を考えて、町中の小さな公園でバーベキューするのと一緒なんです。ほんまに鴨川の際まで住居が迫っている中のバーベキューなんですよね。町中のそういう小さな公園でバーベキューをしてもいいというふうに、個人は自由だから何でもしてもいいというふうにはちょっといかなものかなという気がします。逆に、川のほうを見ればひらいていく空間はあるのですがね。だけど、風は川から陸のほうへ涼しい風が吹くんです。だから、バーベキューをしてもいいというところの条件をきちっとして、そこならしてもいいとすべきではないかなと思います。

何となく、個人の自由だから楽しみを制限するのはおかしいと言われますけれども、

だけど川からの風が吹く、そういう河川敷でのバーベキューというのは、非常に川に迫って住居のある都会の中の川では迷惑行為そのものだと思います。それを個人の自由で個人が楽しむのだからなかなか制限できないというのはいかがなものかなという気がします。

○金田座長

ありがとうございます。

鴨川条例を策定するときにも大変議論になって、考え方の難しかったところでもあるのですが、鴨川条例では、基本的には鴨川を都市公園に準じた空間として位置づけています。ですから、そういう意味では、バーベキューなどというのは都市公園という位置づけからすれば、必ずしも適合していないというか、禁止していいという、そういう空間に近いわけですが。ただ、そのあたりが従来一切何も規制がなかったという段階での実施ということで、非常にためらいがちな状態で今の状況になっているわけですから、これは最終的にこれでいいというふうにだれも考えているわけではないのですけれども、現実には実施するということの兼ね合いから、ためらいながらこうやっているというのが現状ではあると思うんです。そのあたりはデータをもう少し、恐らくことしのシーズンについてもデータを確認しながらまた考えないといけないのではないかとというのが事務局の案ですし、今、堀委員のほうからは、都市公園に準じた空間だとしても都市公園だから、もうちょっときちっと禁止すべきものは禁止すべきではないかというご意見であろうと思いますが。

はい、どうぞ。

○田中

堀さんはもう流域全体禁止という方向性が望ましいと。

○堀

そうですね。ただ、バーベキューをしてもいい条件、例えば住居から200m離れるとか、何か条件を明確にして、そういう条件を満たしているところはいいとして。

○田中

では、地域によっては可能などところもつくるという、そういうことですか。

○堀

可能などところで、迷惑がかからない場所の条件を明確にして、そういう条件に合致するところはオーケーとすれば。

○田中

そういうところがありますか。

○堀

いや、ちょっとわからないです。

○田中

今日は初めて出席なさって、長年京都に住んでおられていろいろな景観も、もちろん鴨川のこともしっかり見てきておられるサリーさんが何かもし、私が言うのもおかしいのですが、今の件についてでも何でもいいのですが、もしお気づきのことがあったらぜひご意見を伺いたいと思うんですが。

○サリー

済みませんが、初めて参加しますので、今日は大体観察したいと思います。でも、私も堀さんと同じように、鴨川で個人の自由が大事と思っています。フリースペース、皆さんと一緒に鴨川でいろいろな活動を楽しく自由にできるように、それが一番大事だと思います。個人的な市民の側から、思います。何かバーベキューの問題がもちろんいろいろあります。でも、もちろん、小さい公園、スペース、場所があれば、それはいいと思います。

○金田座長

ありがとうございます。要するに、バーベキューは特定の場所があればいいのではないかと。そうでなければ皆さんが、たくさんの方が楽しめる空間にしたほうがいいと、そういうことですね。基本的には堀さんの意見に近いと思いますが。

はい。

○大牟田

4月、5月というと大学のコンパをなさるのです。私のところの北山橋から北大路橋までの間は大学が、府立大学、佛教大学、もう1つ大谷大学と3つあって、その学生さんたちだと思うんですね。それで、私は2度その方たちとお話ししましたが「今、府の方がいらして注意されました。わかっています」とにこにこ笑って答えてくださいましたので、この禁止区域外は多分減っていくだろうと、大学に声をかけたら。とても感じよく答えてくださいましたので、多分減っていくだろうと思います。この4月、5月というのは多分大学生の方たちの集まりだと思います。それで、結構外国の方たちがその区間ではとてもバーベキューをやってらしたのですけれども、この条例ができてからぱたっとどなたもなさらなくて、すごいなと思いました。

もう1つ、この条例の中に落書の禁止がありますね。新聞によると、落書の禁止。私も北大路橋の橋げたのところを見ましたので。

それともう1つ、迷惑行為はこの条例の中には入っていませんが、やっぱり鳥の餌やり、もう本当によく見ます。ビニールの袋にパンくずをいっぱい持ったおじさんとか、ご夫妻でトビにまで餌をやっているのとか、本当によく見ますので、罰金まではいなくても、何か方策を考えないといけないのではないのでしょうか。

○金田座長

ありがとうございます。

ほかにご意見ございませんでしょうか。はい、どうぞ。

○菅

鴨川のいろいろな使用目的というのでしょうか。防災とか景観とかいろいろありまして、そのかわりでどうしてもいろいろ禁止とか規制がかかってくるのはやむを得ないことでもあるとは思いますが、一つは鴨川が市民、府民から親しまれているという、これは非常に大切な要素でもあるかと思います。せっかく、今広く市民、府民に親しまれている場所が、いろいろな規制のために、いづらいつころというか、何かそういう感覚を植えつけると、非常に惜しいなと思います。ですから、バーベキューにつきましても、何かどこか物理的に可能な場所というのですか、そこにそれなりの施設を設け、水回りとかごみ捨て場とか、そういう楽しめる場所を設けてあげるということも一つの手ではないかと。すべて禁止ばかりではなくて、何かかわりのことをしてあげるということも一つの手ではないかなと考えますが。

○金田座長

はい、ありがとうございます。むしろ積極的にそんな場所をつくるということですね。いろいろなご意見があると思いますが、いかがでしょうか。

そうしましたら、これはまた相互の、先ほどの説明にもありましたように、バーベキュー自体はとりあえず悪いというか、親しむわけですから悪いことではないのですけれども、市民生活のセットの中で、どういう兼ね合いを見つけていくのかという、なかなか難しい問題なんです。恐らく本日のご意見でも方向の幾つかはご指摘いただいております。可能性はご指摘いただいておりますが、今ここですぐ実施できるかどうかということについてはいろいろな問題があるかと思えます。先ほどの事務局のご説明のように、少しデータを整えながら、また継続的に考えないといけないと思うわけでございますが、そういうことをお願いしつつ、とりあえずはこの議題を区切らせていただいて、時間が長くなってしまったのですが、実は4時半までの予定で残り短いのですけれども、ちょっと

休憩とらせていただきまして、5分ではちょっと短いかな、時計がないですね、ただいま私の時計は58分ぐらいなんです、10分間の休憩をとらせていただいて、4時七、八分から再開させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

〔休憩〕

（２）鴨川の魅力発信について

○金田座長

それでは、おそろいでございますので、またしても先を急がせまして、私は時間ばかりが気になる割にはうまくいかないというのが通例でございますが、再開させていただきます。よろしくお願いいたします。

意見交換の2番目でございます。鴨川の魅力発信についてということで、これは細田委員のほうからご提案をいただいたわけですが、鴨川条例というのはもともと安心安全で親しまれる鴨川を次の世代に引き継ぐためのという、そういう大義名分ででき上がっている種類の条例でございます。その意味では、先ほどからの話も関連しますけれども、魅力の発信が大変大事なところですよ。

どちらから、先にご提案を説明いただいたほうがいいのでしょうか、それとも資料から紹介して。では、資料をちょっと先にお願いたします。

○事務局（林田）

それでは、鴨川の魅力発信についてというところで、これから提案趣旨の説明をいただくわけですが、少し参考になる資料ということでつけさせていただいているものについて説明します。

まず3-1ですが、これは先月になりますか、2月15日に「鴨川探検！再発見！」ということで、小学生を対象にして「水辺の野鳥観察会」というものを開催したものです。これは今日もおいでいただいています日本野鳥の会京都支部の中村委員の協力も大分いただいて実施をしたものです。資料にもありますように、第14弾ということで、もう14回目になります。こういうものをずっと子供を対象にして継続的にやっていますよという一例ということでご紹介させていただく資料です。

それから、資料3-2になりますけれども、これはこの府民会議でもいろいろ意見をちょうだいもしたり、実際に参加をいただいたりということでやってきました。鴨川四季の日を春からこの冬まですべての季節回りましたので、概要ですが、ご報告しよう

ということで、とりあえずつけさせていただいています。当初に多くの意見をいただいたんですけども、なかなかうまくできていないところが多いとは思いますが。可能な限り、何とかここまでやってきました。特に、ブースを利用した広報ですとか展示が中心です。あとはホームページで、この鴨川の周辺で行われる行事についてもあわせてというようなご意見もいただいていたので、できる限りそういったものをリンクを張るとか紹介をさせていただくとか、写真の展示のときにあわせてご紹介するとかいう形で、各季節やってまいりました。

2枚目の季節は、直近の冬の状況についてまとめた資料をつけさせていただいてまして、先ほど1枚目の資料のところでお話をしました「鴨川探検！再発見！」の第14弾、これも一応冬の日の関連イベントという形で取り上げをしておりますので、だぶりますが、あわせて載せております。

ホームページのほかは、まあ府庁の展示スペースですので、どれだけの方に見ていただいているかわかりませんが、こんな形で各季節広報をやってきて、魅力の発信ということで広報をやってきていただいています。というご紹介です。

済みません、以上でございます。

○金田座長

細田委員のほうからご提案の趣旨を、ちょっとご説明をお願いいたします。

○細田

はい、細田です。時間も押していますので、簡単に説明させていただきたいと思いません。

鴨川子供塾、大層な名前を出しました。それで、今までの議論の中で、河川敷の利用であるとか、あるいは迷惑についてどうするかという、いわゆる鴨川に対するハードな面でいろいろ議論がなされましたけれども、今度は一方は視点を変えて、ソフトな面でちょっと考えてみたいと思います。

鴨川子供塾という大層な名前ですけども、この鴨川府民会議というものの趣旨から考えて、ちょっとはみ出すかもしれませんが、もしもこういう取り組みがあったらいいなという希望的な考えでもってお話しさせていただきたいと思います。私たちは今鴨川府民会議のメンバーとして昨春以来、大都市の中を流れる鴨川をいかにどうするかということで議論を重ねております。私たちはその会議の中でいろいろな意見交換を通じて、一層鴨川というものの魅力に感じている次第なのですけれども、しかし考えてみれば、こ

ここにいる皆さん、私も含めて立派な良識のある大人ですね。ですから、いろいろな意見を通じて、その中から自分の意見を持っていく。それで、鴨川の未来について考えるということで、非常にわかりのいい大人といたしますか。そういうことで、いろいろな意味で鴨川の魅力を皆改めて再認識したかと思えます。

でも翻って考えてみると、鴨川というものの未来というか将来というのですか、これは我々大人だけではなく、やはり子供たちであると思うんですよね。それはもう皆さんだれでもわかっていると思うのですけれども。ですから、子供たちに対してどうするかということをややはり考える必要があるかなと思っております。今事務局からお話がありましたように「鴨川探検！再発見！」といういろいろな催しがあって、行政の方及びいろいろな関係各位のご努力のもとに、非常に好評のうちに回を重ねていると聞いております。ただいま14回と聞きましたけど、これは大変なことだと思います。立派なことだと思いますので、これについては非常に敬意を表します。

しかし、考えてみれば、今行われている会というものは、やはり参加者とその周辺の人のみ限定されるのではないかなと考えているわけなんです。ですから、私の今の希望的な観測なのですが、思っていますのは、鴨川の大切さを知るということは、非常に大切なのですけれども、それを参加者限定ではなく、その参加者を発信源として、その情報を限りなく拡げていくということにちょっと視点を向けてみました。

具体的に申し上げます。まず、鴨川あるいは高野川の流域の小学校を選定します。ざっと数えただけで20数校あると思うのですが、どこまでが流域かということは抜きにして、結構あるのですけれども、その学校の年度のいわゆる新5年生あるいは新6年生のどちらかを対象にして、各クラスから1名ないし2名を選出してもらいます。それで、その選出された子供たちを対象に、年に2回程度、フィールドワークを基本とする、今現在行われている「鴨川探検！再発見！」に似たようなものですね、そういったフィールドワークを実施して、鴨川のよさを子供たちに実感してもらおうということ。それだけじゃなくて、それを後に学校へ帰って各クラスで発表してもらおうわけですね。各クラスで発表する。それによって、自分の学校の中へ情報を発信する、友達に発信する。それを聞いた子供たちは家へ帰ってそれを親に伝えてもらう。それもお願いをするのですけれども。そのように、参加した子供たち限定ではなく、その子供たちを中心として、学校へ帰って発表する、それを通じて情報が拡がるということができたらいいなと考えております。

といいましても、こんなこと、簡単にできるものではありません。学校からの協力、

いろいろな人の協力が要りますので、そんなこと簡単に実行できるとは思ってはおりませんけれども、もしもそういうことができるのであれば、要するに、参加者を発信源として情報が限りなく拡がるということをテーマにこういうことも考えてみていいのではないかなと思っております。

いろいろな、鴨川をよくするというハードの面プラスそういったソフトの面として、一つ視点を変えた鴨川への愛着を、子供たちを発信源として、どんどん拡がっていけばいいなと考えております。先ほども言いましたように、簡単にはできませんけれども、こういうことも将来的にはできればやっていきたいなと考えております。

以上です。

○金田座長

ありがとうございます。鴨川の魅力を子供たちを通じて発信していくようなことがいいのではないかという具体的なご提案もいただきましたが、何かほかに、鴨川の魅力を発信ということにつきまして、ご意見などございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

○杉江

鴨川を美しくする会の杉江でございます。今、子供たちを対象にという形でお話しなさったのですが、我々のほうの会のほう、鴨川の美化運動をやっておるのですが、今から10数年前から、子供たちをターゲットに鴨川の河川環境学習というのをやっておるんです。最近では、大体年間10数校、流域の小学生を対象にやっているわけなんです。そのとき子供たちが結構いろいろと勉強してくれておるんです。

ましてや今の時代、インターネットですごくいろいろな調べて、それを模造紙にグループごとに、また鴨川のテーマごとに、鴨川新聞とか、いろいろな分野別に、自分らが集めたデータをもとに、グループでまた発表するというので、勉強したいろいろなデータを、うちの会員のほうとすれば、いつも鴨川納涼とか鴨川茶店ですね、そこで子供たちが勉強した材料を全部展示しているわけですよ。そうすると、父兄と一緒に来て、結果、あうちの子供こんな勉強しているのだなというのでね、親がまたそれを見て、何か鴨川のことについての再認識というか、そういう分野から我々としては今攻めていっているわけなので、またそれに逆に、どういふかね、新たな子供が直接参加できて、鴨川のことをよく勉強できるような企画というか、そういう何かいいアイデアがあったら逆に教えていただきたいなと思っておるんです。

手前どもは環境学習を通じて、その発表を河川敷でしていただくというような形をとっておるので、あとまたそれ以外に、この委員の中で、いや、こういうやり方があるやないかというアイデアがあればまた教えていただきたいと思っております。

○金田座長

どうもありがとうございます。野鳥観察会のほかに、鴨川を美しくする会のほうでも、子供たちのそういった鴨川の理解や魅力を発見するようなことをやっておられるというご紹介もいただきましたが、何かご意見は。

はい、どうぞ。

○中村

杉江さんは鴨川で、私は桂川でそういった学習会をしています。12月、1月、2月はもう本当に忙しいです。桂川流域の小学校、大体10校以上、20校近くの小学校と観察会とかお部屋の中で学習会とかをやっているんですね。それで、桂川講座というのも開催しておりまして、今まで漁協とかNGOとかを対象にやっていたんですが、ことしは雨水をテーマにして、嵐山小学校の環境委員会の子供を中心に、京都府、国土交通省も参加での開催を考えています。子供がどういう発表をしてくれるか、すごく楽しみでわくわくしているのですけれども。

なぜ雨水にしたかということ、今、地球温暖化問題の一環だと思うのですが、文科省が小学校に雨水タンクを設置しておりますよね。それを子供たちが花壇に水やりをしたりして使っているのを見たのですけれども、そういったことを子供たちがどういうふう to 受けとめてやっているのか。ただ、水をやるためだけなのか。そこら辺のところをちょっと聞いてみたいなおもっています。

○金田座長

ありがとうございます。桂川での活動の例を紹介していただきました。ほかに何かご意見ございませんでしょうか。はい、どうぞ。

○土居

魅力発信ということでは、現地現場のフィールドワークが一番発信できると思うのですが、やはり人数に限りがございますので、私はできれば動画で発信するのが一番いいかなと思っております。

オバマ大統領が非常に人気が出たきっかけが、YouTubeに、オバマガールズなるモデルが歌と踊りで非常にセクシーにオバマに夢中という動画をアップしたという、これ月に

2400万回のアクセスがあったとアメリカの友人から聞いております。今、若い方々は本当に動画で、動画で見ますと本当に10分ぐらい説明をしなくても、3分ぐらいの動画で理解ができる。鴨川のすばらしさも、例えば桜が咲き始めたころから満開のころ、散ったとき、それから若葉ですね、青葉。そして真夏の季節から冬の雪化粧から、いろいろな光景を鴨川の魅力として動画でアップされると、これは全世界から見ることができますので、日本語と英語、できれば中国、ハングル、フランス語、ドイツ語ぐらいでアップしていただくということも一つの魅力発信ではないかなと思います。

○金田座長

ご提案ありがとうございます。ほかに何か、そっちに参りましょうか。ちょっと時間が迫っておりますので簡潔にお願いいたします。

○菅

私の実際やっております例をちょっとご紹介させていただきます。

京都市の御所南小学校、そこで私、コミュニティ委員として働かせていただいています。それで、特にコミュニティ部の環境部を担当しております、定期的にいろいろなフィールドで自然観察をやっておりますが、その中でももちろん鴨川です。京都御苑と鴨川。それからあと御所南小学校は、理科の授業でも鴨川はよく使っております。ですから、鴨川の近辺の学校というのは、理科の学習であるとか観察であるとかクラブ活動であるとか、そういうことに広く使っている例が比較的多いのではないかと思います。

その中で思うのですけれども、特に御所南小学校は最近物すごくふえておりまして、一学年が百二、三十人おります。そういう子供たちを連れて、一遍にできませんから、グループごとにクラス分けとかするのですけれども、そのときに各グループに担当して下さる指導員というのですか、やっぱり必要になってきます。

そのときに、それなりの、どこにそういう指導して下さる、いわゆる観察指導して下さる先生、あるいはボランティアの方がおられるかというのがいつも悩みの種なんです。そういう方がここに頼めばお願いできると、鴨川のこと、水生生物のこととか、野鳥のこととか、樹木のこととか。そういった、組織的にそういうボランティアの方がどこかに登録されているとか、そこへお願いすれば来ていただけるとか、そういうことがわかっていると、非常に学校としても活動がやりやすいのではないかと思います。

ですから、ボランティアの養成と、それを組織的に、どこか機能的に活動できるような部署ができれば、より鴨川のそういう自然の観察授業とか、親しみやすい集まりに利用

できるのではないかなと考えております。

○金田座長

はい、ありがとうございます。指導員のボランティアもなかなかいいアイデアでございます。

あとお二人あったと思いますが、ちょっとこっちからこう回らせていただいて、済みません。

○田中

では、簡単に。今、議論されておられるように、子供の環境教育というのは確かに、遠回りだけれども、僕もやっぱり近道だと思っております。今、菅さんですか、おっしゃったのですが、志明院は鴨川の水源地ですので、ただ見る、景観とかそういう鴨川に対する視点ではなくて、生態系、特に水というものはどういうものであるか、あるいはどこから生まれてくるのかとかいうことも含めて、いわゆる山と森林と水というものに対して、都会の子はなかなかわかりづらいので、今総合学習で4年生単位で登ってきています。そういう意味からいえば、単に一日だけ学習するだけではなくて、こういうところから水が出ているのだ、生まれてきているのだということ、そして森の大切さ、そこから生まれてくる水の大切さ、その一滴が鴨川になっていくという認識の中で、本当に川がどういうぐあいに大事なのか、水がどういうふうに必要なのかということ、身を持ってやっぱり経験していく必要が、私は大事だと思っております。

だから、先ほど申し上げたように、たった一日の学習だけではなくて、それは交流の場になって、その後も彼らが成長してやはり山へ上ってきて、いろいろ、それなりに成長した形でいろいろ話をしたり議論したりしておりますので、そういうことが結局将来の環境保全やいろいろな自然に対する思いが大きな認識となって、私は成長していくと思いますので、非常に大事だなと思っております。

以上です。

○金田座長

ありがとうございます。お願いいたします。

○西村

時間の関係もありそうですから、簡単に申し上げたいと思います。

先ほど鴨川条例の話があり、市民が親しむ鴨川と、こういうことでご意見があり、その中で規制だけが能ではないと、本当に市民、府民に親しまれる鴨川にしなきゃいけない

と。これはまことに私は大賛成でございました。バーベキューは多少規制的な要素があるとは思いますが。

そういった中で、本当に親しみを感じずるという意味で、いつかも桜のことを申し上げたのですが、鴨川の半木の道、あるいはまたしだれ桜、こういった界限と植物園との連携ということのひとつご提案したいと思うんです。植物園は一つの区画の中で、やはりいろいろな面で区域というものの管理が必要だと思われるのですが、桜の時期に、その界限、非常にたくさんの人が見えます。植物園自体も、まあお聞きしていますと、日本植物園協会の中ではもう75万という入園者数は全国一だと、こういうふうにお聞きしております。せっかくそういう面での植物園のニーズが非常に高まっている中で、桜との一体という意味で、もう桜の時期には植物園の西側を解放して幾つかの出入り口をつくって、半木の桜も一緒に、鴨川も一緒に楽しむという、一つの一体的な集いというのでしょうか、楽しみというのでしょうか、そういった場面ができればすばらしいのではないかな、こんなふうに思います。一つの提案でございますが、いろいろな規制があるかと思いますが、同じ府の間の土地でございますので、アイデアとしてひとつご提案をしたいと、こんなふうに思います。

(3) 次回以降の議題について

○金田座長

ありがとうございます。かなり具体的なお提案や趣旨の意義をご説明いただきまして、ありがとうございました。大いにこれからの施策に参考になると思います。

こういう前向きな話をしているのが一番よろしいのだと思うのですが、残念ながらいろいろのことで申しわけないんです。毎回謝らないといけないのですが、時間の配分がうまくいかなくて、佳境に入ってきたところで打ち切らざるを得ないんですが、この話はまだこれで終わりというわけではないので、また具体的にいろいろな施策に結びつけていけばいいと思いますし、ご提案をいただいたらありがたいと思います。

それで本日、意見交換の(3)に「次回以降の議題について」というのが最後に残っているんですが、実のところこれは先に既にご提案というか、ご指摘をいただいて、それでその段階で述べさせていただきました。そのことをちょっと確認させていただきたいと思います。

先ほどから何回も同じことを申し上げておりますが、来週いっばいに整備計画(案)

について、むしろこのようにしたらというご意見がありましたら、それを事務局のほうにお知らせいただきましたら、検討をしていただくというチャンスはあり得るということが一つでございます。

それから、次の鴨川府民会議の期日につきましては、ちょっとこれから調整をさせていただかないとだめなのですけれども、その段階でどういう議題を取り上げるかということのために、資料4のような、これまでご提案いただきましたものの一覧で、これまでに取り上げたものを太字で、ゴシックで書いてありまして、まだ残っているものも実はありますが、どれをどうしようかということのご相談をしようかと思ったのですが、今回はとりあえずそういうことで、現在の鴨川河川整備計画について取り上げるということにさせていただきたいと思いますので、次々回にこのどれをどうかということはまだご検討をお願いしたいと思います。

そういうことで、次回に取り上げるテーマは鴨川河川整備計画についてのご意見をいただいて、それを府民会議として発信する方法を考えるということが1つでございます。

もう1つは、先ほど私のほうからご提案申し上げているわけではありますが、こういう個別に取り上げてきたテーマにかかわってもよろしいですし、そのほかにまだ漏れていたり、あるいはそのときに十分ご意見を開陳していただいていないというようなものがあつたりしますと、それをお1人10分ぐらいで開陳していただきまして、それもあわせて鴨川府民会議でこういう議論が行われた、委員はこういう意見をお持ちであるということが発信できるようなことを考えたらどうかと思いますので、できれば委員の方々の半数ほどに、次回に10分ほどのご意見の開陳をお願いできたらありがたいなと思います。

事務局のほうにお願いでございますが、次回の日程調整と同時に、そのときに10分ほどで意見開陳をしていただく方々半数ほどを何とか、難しいと思うのですけれども、調整していただけないでしょうか。

そのときに同時にまた府民会議としての発信をするときの方法の可能性について、事務局のほうで少しお考えをお聞きいただけましたら、例えばホームページに意見をあわせてということもあり得ると思いますし、どういう形がいいのか。あるいはもうちょっとまとまったら府民会議の、この2年間の任期の最後ぐらいに府民のまとめた意見をホームページに載せたり、例えばプリントアウトするから報道の方にもそれを同時にお示しするというようなこともあり得るかもしれませんし、わかりませんが、ちょっとそのあたりのことを少し検討していただけないでしょうか。それを受けてまたご意見をいただきました

と思います。

そういったようなことで、次回は10分ほどでご開陳いただくのは半数ほどということになろうかと思いますが、次回の議題につきまして、とりあえずそういうことで、先ほどのご意見も踏まえまして、進めさせていただいて、次回にさらにその次のことはまたご検討をお願いするという形にさせていただけたらと思います。予定の時間を既に過ぎているのですけれども、そういったようなことでご了解をお願いできますとありがたいと思いますが、よろしいでしょうか。

どうもありがとうございました。それでは司会をお返しいたしますので、よろしく願いいたします。

○事務局（森）

これもちまして本日の予定は終了させていただきます。また、今回で鴨川府民会議がスタートいたしまして1年が経過したわけでございますが、この1年間本当にどうもありがとうございました。残り1年、引き続きよろしくお願い申し上げます。

次回の日程は5月を予定してございます。事務局で調整の上、改めてご連絡させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日はこれで解散とさせていただきます。どうも長時間にわたりまして、ありがとうございました。